

税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて

財関第 673 号
平成 15 年 6 月 30 日
改正 財関第 338 号
平成 16 年 1 月 16 日
改正 財関第 286 号
平成 16 年 3 月 19 日
改正 財関第 349 号
平成 16 年 3 月 31 日
改正 財関第 424 号
平成 17 年 3 月 31 日
改正 財関第 853 号
平成 17 年 7 月 31 日
改正 財関第 1218 号
平成 17 年 9 月 27 日
改正 財関第 395 号
平成 18 年 3 月 31 日
改正 財関第 647 号
平成 18 年 5 月 30 日
改正 財関第 794 号
平成 18 年 6 月 30 日
改正 財関第 832 号
平成 18 年 7 月 10 日
改正 財関第 1580 号
平成 18 年 12 月 28 日
改正 財関第 420 号
平成 19 年 3 月 31 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日
改正 財関第 346 号
平成 20 年 3 月 31 日
改正 財関第 1146 号
平成 20 年 10 月 9 日
改正 財関第 1413 号
平成 20 年 12 月 2 日

標記のことについては、下記のとおり定めたので、平成 15 年 7 月 7 日から、これにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達その他関税関係通達の定めるところによる。

なお、この通達の実施に伴い、「税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて」(平成 15 年 3 月 31 日財関第 342 号)は、廃止する。

記

第 1 章 総則

(関係法令の略称)

1 - 1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 関税法 (昭和 29 年法律第 61 号) | 法 |
| (2) 関税法施行令 (昭和 29 年政令第 150 号) | 令 |
| (3) 税関関係手数料令 (昭和 29 年政令第 164 号) | 手数料令 |
| (4) 関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) | 定率法 |
| (5) 関税定率法施行令 (昭和 29 年政令第 155 号) | 定率令 |
| (6) 関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) | 暫定法 |
| (7) 関税暫定措置法施行令 (昭和 35 年政令第 69 号) | 暫定令 |
| (8) 通関業法 (昭和 42 年法律第 122 号) | 業法 |
| (9) 関税法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) | 基本通達 |
| (10) 通関業法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号) | 業法通達 |
| (11) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴
う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭和 27 年法律第 112 号) ... | 地位協定特例
法 |
| (12) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の
臨時特例に関する法律 (昭和 29 年法律第 112 号) | 相互防衛援助
協定特例法 |
| (13) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の
臨時特例に関する法律施行令 (昭和 29 年政令第 103 号) | 相互防衛援助
協定特例法
施行令 |
| (14) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等
の臨時特例に関する法律 (昭和 29 年法律第 149 号) | 国連軍協定
特例法 |

(申請者等への申請等控の配信)

1-2 税関手続申請システム(以下「システム」という。)を使用して申請又は届出(インボイス情報の提出を除く。以下「申請等」という。)が行われ、当該申請等が受理された場合は、システム内に設置される申請等を行う者(その者を代理して申請等を行う者を含む。1-6を除き、以下この章において同じ。)(以下この章において「申請者等」という。)ごとのメールボックスに、受理番号が付与された申請等が通知される。

なお、電子政府の総合窓口システム(e-Gov)(以下「窓口システム」という。)を経由して申請等が行われ、当該申請等が受理された場合は、窓口システムから到着番号及び問合せ番号が発行される。

(申請等の処理状況照会等)

1-3 申請者等がシステムを使用して行った申請等の処理状況を照会する場合には、申請状況照会業務により照会する申請等の受理番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等の処理状況を照会する場合には、窓口システムの状況確認業務により照会する到達番号及び問合せ番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(申請等の撤回等)

1-4 申請者等がシステムを使用して行った申請等について撤回を行う場合には、申請状況照会業務を行った際に、申請状況が審査中である場合に限り、撤回申請業務により撤回する申請等の受理番号、撤回理由等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

なお、申請者等が窓口システムを経由して行った申請等について取下げを行う場合には、状況確認業務を行った際に、窓口システムで管理している申請のステータスが到達又は審査中である場合に限り、状況確認画面から取下げを選択させ送信することにより行わせるものとする。

(申請等に係るファイルの添付)

1-5 申請者等がシステムを使用して申請等を行う場合は、添付すべき書類に相当する電子ファイル(あらかじめ指定されたファイル形式のものに限る。)を添付させることができるものとし、書面により添付書類を提出する場合は、システムによる申請等の後、当該添付書類に当該申請等の受理番号(窓口システム経由の場合は到達番号)を付して申請等を行った税関官署へ速やかに郵便等の方法により提出させるものとする。

(申請等を行う者)

1-6 次章から第4章までの各規定において、当該規定に規定する申請等に係る申請者等には、当該申請等を行うべき者を代理して当該申請等を行う通関業者その他の者を含むものとする。

(システムの業務の具体的内容)

1-7 この通達に規定するシステムの業務の具体的内容については、別途、事務連絡で定めるところによる。

第2章 監視関連業務

第1節 船舶・航空機入出港関係手続

(遭難等による外国貿易船等の不開港への入港の届出)

1-1 外国貿易船又は外国貿易機(以下この章において「外国貿易船等」という。)の船長又は機長(法第26条(船長又は機長の行為の代行)の規定による代行者を含む。

以下この章において「船長等」という。)が、システムを使用して、遭難その他やむを得ない事故により不開港への入港の届出を行う場合(警察官に届け出る場合を除く。)には、外国貿易船にあつては「不開港入港届出(遭難/特殊船舶)業務」、外国貿易機にあつては「不開港入港届出(遭難/特殊航空機)業務」により、不開港の名称、出入しようとする船舶又は航空機(以下この章において「船舶等」という。)の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特殊船舶等の不開港への入港届の提出)

1-2 特殊船舶又は特殊航空機の船長等が、システムを使用して、不開港への入港の届出を行う場合には、特殊船舶にあつては「不開港入港届出(遭難/特殊船舶)業務」、特殊航空機にあつては「不開港入港届出(遭難/特殊航空機)業務」により、不開港の名称、船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(沿海通航船等の外国寄港の届出)

1-3 沿海通航船又は国内航空機(以下この項及び第5節において「沿海通航船等」という。)の船長等が、システムを使用して、遭難その他やむを得ない事故により外国に寄港して本邦に帰った旨の届出を行う場合には、「沿海通航船等外国寄港届出業務」により、外国に寄港した船舶等の名称又は登録記号、本邦の最終の出港地及び外国において船用品又は機用品を積み込んだときにあつてはその目録等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(船舶等の資格の変更の届出)

1 - 4

- (1) 船長等が、システムを使用して、外国貿易船等以外の船舶等を外国貿易船等として使用しようとする旨又は外国貿易船等を外国貿易船等以外の船舶等として使用しようとする旨の届出を行う場合には、「船舶 / 航空機資格変更届出業務」により、資格の変更をしようとする船舶等の名称又は登録記号、純トン数又は自重等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、その届出に係る船舶等に積まれている貨物について必要な検査を行った上、「船舶・航空機資格証書」(税関様式C第2250号)を、当該届出を行った船長等に交付するものとする。

(外国貿易船等の不開港への出入についての許可手数料免除の申請)

1 - 8

- (1) 外国貿易船等の不開港への出入についての許可手数料の免除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「不開港出入許可手数料免除申請業務」により、その年の一月一日以後当該不開港に入港した日及びその受けようとする免除の額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、免除する場合には、システムを通じて免除の情報を登録するものとする。

(不開港出入の許可の申請)

1 - 9

- (1) 外国貿易船等の船長等が、システムを使用して、不開港への出入の許可の申請を行う場合には、「不開港出入許可申請業務」により、不開港の名称、出入しようとする船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による不開港出入の許可情報の登録は、不開港出入許可手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、船長等は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(公用船の入出港届等の提出)

1 - 10

地位協定特例法第3条に規定する公用船(国連軍協定特例法第4条に規定する船舶を含む)の船長が、システムを使用して、当該公用船の開港又は不開港への入

港届、積荷目録及び旅客氏名表等又は出港届の提出を行う場合には、入港するときにあつては「入港届提出(報告書)(公用船)業務」、出港するときにあつては「出港報告書提出(公用船)業務」により、入港又は出港しようとする船舶の名称、国籍等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。

(公用機の入出港届等の提出)

1-11 地位協定特例法第5条第1項に規定する公用機(国連軍協定特例法第4条に規定する航空機を含む)の機長が、システムを使用して、当該公用機の税関空港への入港届、積荷目録及び旅客氏名表等又は出港届の提出を行う場合には、入港するときにあつては「入港申告書提出(公用機)業務」、出港するときにあつては「出港申告書提出(公用機)業務」により、入港又は出港しようとする航空機の国籍、入出港の日時等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。

(船長陳述書の提出)

1-12 船長が、システムを使用して、船長陳述書の提出を行う場合には、「船長陳述書提出業務」により、船舶の名称、国籍及び純トン数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(不開港の在港期間等の変更願出)

1-13 外国貿易船等の不開港出入の許可を受けた船長等が、システムを使用して、許可を受けた不開港の在港期間等の変更の願出を行う場合には、「不開港在港期間等変更願業務」により、変更となる在港期間、積卸ししようとする貨物の品名等必要事項を入力したファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。

第2節 貨物積卸等関係手続

(外国貨物の船(機)移しの届出)

2-2 外国貨物の船移し又は機移し(以下この項から2-4までにおいて「船(機)移し」という。)を行おうとする者(以下この項から2-4までにおいて「申請者」という。)が、システムを使用して、外国貨物の船(機)移しの届出を行う場合には、船移しにあつては「船移届出業務」、機移しにあつては「機移届出業務」により、積んでいた船舶等の名称又は登録記号、積み込もうとする船舶等の名称又は登録記号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物の船(機)移し期間延長の願出)

2-3 申請者が、前項の規定により行われた貨物の船(機)移しの届出後に、システ

ムを使用して、船（機）移しの期間延長を行う場合には、船移しにあっては「船移期間延長願呼出業務」により届出時の情報を呼出した上「船移期間延長願業務」により、機移しにあっては「機移期間延長願業務」により、船（機）移しの延長を要する期間、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（外国貨物の船移しの搭載の確認）

2 - 4

- (1) システムにより外国貨物の船移しの届出を行った申請者は、当該外国貨物の船移しを完了した場合には、前章1 - 2の規定により配信された申請等控を出力し、搭載完了の確認を受けた後、当該届出をした監視担当部門に提出するものとする。
- (2) 監視担当部門は、内容の確認を行った上、システムを通じて、船移搭載確認情報を登録するものとする。

（貨物の指定地外積卸の許可の申請）

2 - 5

- (1) 貨物の指定地外積卸を行おうとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「指定地外積卸許可申請業務」により、指定地外積卸をしようとする貨物の積卸の期間及び場所、貨物の記号、番号、品名等必要事項をシステムに入力し、送信させることにより行わせるものとする。
- (2) 貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

（外国貿易機を使用した内国貨物運送の申告）

2 - 6

- (1) 外国貿易機を使用した内国貨物運送を行おうとする者（以下この節において「申告者」という。）が、システムを使用して、当該内国貨物運送の申告を行う場合には、「内貨運送承認申請（航空）業務」により、運送に使用しようとする航空機の名称、運送しようとする貨物の運送先等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（航空内国貨物の運送期間延長の承認の申請）

2 - 7

- (1) 申告者が、前項の規定により行われた申告後に、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「内貨運送期間延長承認申請（航空）呼出業務」により申告時の情報を呼出した、「内貨運送期間延長承認申請（航空）」

業務」により、運送延長を必要とする期間、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(航空内国貨物運送の到着の確認)

2 - 8

(1) システムにより航空内国貨物運送申告を行った申告者は、当該内国貨物が運送先に到着した場合には、2 - 6 の(2)の規定による承認情報を出力し、到着の確認を受けた後、当該申告をした監視担当部門に提出するものとする。

(2) 監視担当部門は、内容の確認を行った上、システムを通じて、内貨運送（航空）到着確認情報を登録するものとする。

(外国貿易船を使用した内国貨物の運送期間延長の承認の申請)

2 - 9

(1) 外国貿易船を使用した内国貨物運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「内国貨物運送期間延長承認申請業務」により、運送延長を必要とする期間、理由等必要事項を入力したファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第3節 船機用品関係手続

(外国貨物である船用品等の仮陸揚の届出)

3 - 1 船長等が、システムを使用して、基本通達 21 - 1 (外国貨物の仮陸揚の範囲) の(2) の八からトまでに掲げる場合において、これらの規定に規定する貨物(以下この項において「船用品等」という。)の仮陸揚(取卸しを含む。以下この項から 3 - 4 までにおいて同じ。)の届出を行う場合には、「仮陸揚届出(船用品等)業務」により、船用品等を仮陸揚しようとする船舶等の名称又は登録記号、当該貨物の記号、番号等必要事項をシステムに入力し、送信させることにより行わせるものとする。

(外国貨物である船用品等の仮陸揚の届出に併せて行う他所蔵置の許可等の申請)

3 - 2

(1) 船長等が、システムを使用して、仮陸揚を行う船用品等を修理、洗濯その他の理由により保税地域以外の場所に置く場合又は仮陸揚する地域を管轄する税関官署と積み込む地域を管轄する税関官署とが異なる場合において、仮陸揚の

届出に併せ、他所蔵置の許可又は保税運送の承認の申請を行うときは、「仮陸揚届出（船用品等）業務」により、前項の必要事項に併せて、当該船用品等を置こうとする場所及び事由又は保税運送しようとする貨物の運送先、運送の期間等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可又は承認をする場合には、システムを通じて許可承認情報を登録するものとする。

（仮陸揚貨物の搭載の確認）

3 - 3

(1) システムにより船用品等の仮陸揚の届出を行った船長等は、当該仮陸揚が完了した場合には、前項(2)の規定による許可承認情報を出力し、搭載完了の確認を受けた後、当該届出をした監視担当部門に提出するものとする。

(2) 監視担当部門は、内容の確認を行った上、システムを通じて、仮陸揚（船用品等）搭載確認情報を登録するものとする。

（仮陸揚した船用品等の復路保税運送の承認の申請）

3 - 4

(1) 船長等が、システムを使用して、3 - 2 の規定により保税運送承認を受けた船用品等について、運送先から積込みをしようとする場所までの間における運送の承認の申請を行う場合には、「仮陸揚復路運送承認申請（船用品等）呼出業務」により、申請時の内容と呼出し、「仮陸揚復路運送承認申請（船用品等）業務」により、運送先及び運送期間をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（船用品等の仮陸揚の期間延長の願出）

3 - 5 船長等が、システムを使用して、3 - 1 の規定による届出又は3 - 2 に規定する許可若しくは承認の後、仮陸揚の期間延長を行う場合には、「仮陸揚期間延長願（船用品等）呼出業務」により届出及び申請時の情報と呼出し、「仮陸揚期間延長願（船用品等）業務」により、期間延長を必要とする期間及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（外国貨物である船（機）用品の積込の承認の申請）

3 - 6

(1) 本邦と外国との間を往来する船舶等（これに準ずる遠洋漁業船等を含む。）に外国貨物である船用品又は機用品（以下この節において「船（機）用品」という。）を積み込もうとする者（その代理人である通関業者を含む。以下この節

において同じ。)が、システムを使用して、積込みの承認の申請を行う場合には、「外貨船機用品積込承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る船(機)用品についての必要な検査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物である船(機)用品の包括積込の承認の申請)

3 - 7

- (1) 本邦と外国との間を往来する船舶等に外国貨物である船(機)用品を継続的に積み込もうとする者が、システムを使用して、包括して積込みの承認の申請を行う場合には、「外貨船機用品積込承認申請(包括)業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る船(機)用品についての必要な検査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物である船(機)用品の搭載の確認)

3 - 8

- (1) 外国貨物である船(機)用品の積込みの承認を受けた者が、当該船(機)用品の積込みを終えたときは、前項(2)の規定による承認情報を出力し、積込みの確認を受けた後、当該積込みの承認を受けた監視担当部門に提出するものとする。
- (2) 監視担当部門は、内容の確認を行った上、システムを通じて、外貨船機用品積込搭載確認情報を登録するものとする。

(外国貨物である船(機)用品の包括積込の承認の訂正)

- 3 - 9 外国貨物である船(機)用品の3 - 7に規定する包括積込みの承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認を受けた包括積込みの内容の訂正を行う場合には、「外貨船機用品積込(包括)訂正願業務」により、品名、積込実数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物である船(機)用品の積込期間延長の承認の申請)

3 - 10

- (1) 外国貨物である船(機)用品の積込みの承認を受けた者が、システムを使用して、積込期間延長の承認の申請を行う場合には、「外貨船機用品積込期間延長承認申請呼出業務」により申請時の情報を呼出し、「外貨船機用品積込期間延長承認申請業務」により、延長を必要とする期間、延長を必要とする理由等必要

事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(内国貨物である船(機)用品の積込の承認の申請)

3 - 11

(1) 本邦と外国との間を往来する船舶等に内国貨物である船(機)用品を積み込もうとする者が、システムを使用して、積込みの承認の申請を行う場合には、「内貨船機用品積込承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る船(機)用品についての必要な検査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(内国貨物である船(機)用品の包括積込の承認の申請)

3 - 12

(1) 本邦と外国との間を往来する船舶等に内国貨物である船(機)用品を継続的に積み込もうとする者が、システムを使用して、包括して積込みの承認の申請を行う場合には、「内貨船機用品積込承認申請(包括)業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る船(機)用品についての必要な検査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(内国貨物である機用品の包括積込の承認の訂正)

- 3 - 13 内国貨物である機用品の前項に規定する包括積込みの承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認を受けた包括積込みの内容の訂正を行う場合には、「内貨船機用品積込(包括)訂正願業務」により、品名、積込実数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物である船(機)用品の亡失の届出)

- 3 - 14 外国貨物である船(機)用品の積込みの承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認を受けた船(機)用品を亡失した旨の届出を行う場合には、「外貨船機用品亡失届出業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(船(機)用燃料油の振替積込の承認の申請)

3 - 15

- (1) 本邦と外国との間を往来する船舶等に内国貨物である燃料油（潤滑油を含む。以下この項において同じ。）を外国貨物である燃料油に振り替えて積み込もうとする者が、システムを使用して、積み込みの承認の申請を行う場合には、「船機用燃料油振替積込承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る燃料油について必要な検査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（外国貨物である船（機）用品の滅却（廃棄）の承認の申請）

3 - 16

- (1) 外国貨物である船（機）用品の積み込みの承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認を受けた船（機）用品の滅却又は廃棄の承認の申請を行う場合には、「滅却（廃棄）承認申請（船機用品）業務」により、品名、滅却の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（外国貨物である船用品の受払に関する帳簿の提出）

- 3 - 173 - 6 の規定により積み込みの承認を受けた遠洋漁業船等の船長が、システムを使用して、外国貨物である船用品の受払いに関する帳簿の提出を行う場合には、「外国貨物船用品受払帳簿提出業務」により、船用品の明細を入力したファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。

第 4 節 旅具通関関係手続

（輸出の申告（船舶乗組員及び旅客の託送品及び別送品））

4 - 1

- (1) 託送品又は別送品（(2)において「託送品等」という。）を輸出しようとする者が、システムを使用して、輸出の申告を行う場合には、「託送・別送輸出申告（船舶乗組員・旅客）業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る託送品等についての必要な検査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

（託送品目録の提出）

- 4 2 外国貿易船等の船長等が、システムを使用して、開港又は税関空港に入港する際に託送品目録の提出を行う場合には、「託送品目録提出業務」により、入港しようとする船舶等の名称又は登録記号、託送品の明細等必要事項をシステムに入力し、

送信することにより行わせることとする。

(指定地外貨物検査の許可の申請)

4 - 3

- (1) 輸出申告（積戻し申告を含む。）又は輸入申告を行った貨物の検査（旅具通関に係るものに限る。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請（旅具）業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(留置貨物の返還申請（携帯品）)

4 - 4

- (1) 旅客又は乗組員の携帯品について、法第86条第1項（旅客等の携帯品の留置）の規定に基づき留置された貨物の返還を受けようとする者が、システムを使用して、当該返還の申請を行う場合には、「留置貨物返還申請（携帯品）業務」により、貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。
- (3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。

(輸入の申告（不用残存船（機）用品等）)

4 - 5

- (1) 船舶又は航空機の資格内変の際における残存船用品若しくは機用品（(2)において「残存船（機）用品」という。） 不用船用品若しくは機用品（(2)において「不用船（機）用品」という。）又は主要食糧、砂糖、石炭等の荷粉等を輸入又は取卸しようとする者が、システムを使用して、輸入又は取卸の申告を行う場合には、「不用残存船（機）用品等輸入取卸申告業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査及びその申告に係る残存船（機）用品、不用船（機）用品又は荷粉等についての必要な検査を行った上、当該申告の審査を終了しようと

するときは、システムに「審査終了情報」を登録するものとする。この場合において、当該申告に納付すべき税額がないときは、輸入許可が行われる。

第5節 交通関係手続

(指定地外交通の許可の申請)

5 - 1

- (1) 外国往来船又は外国往来機（以下この節において「外国往来船等」という。）と陸地との間の交通（以下この節において「指定地外交通」という。）を行おうとする者が、システムを使用して、指定地外交通の許可の申請を行う場合には、「指定地外 / 船陸 / 船舶間交通許可申請業務」により、許可を受けようとする者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(指定地外交通の包括許可の申請)

5 - 2

- (1) 指定地外交通を一定期間内において継続的に行おうとする者が、システムを使用して、当該期間における指定地外交通について包括して許可の申請を行う場合には、「指定地外 / 船陸交通許可申請（包括）業務」により、許可を受けようとする者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(貨物の授受を目的とする船陸交通の許可の申請)

5 - 3

- (1) 貨物の授受を行う目的で外国往来船等と陸地との間の交通をしようとする者が、システムを使用して、当該交通について許可の申請を行う場合には、「指定地外 / 船陸 / 船舶間交通許可申請業務」により、許可を受けようとする者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。この場合において、当該許可情報を登録した場合における令第22条の2第5項の規定による常時携帯すべき書類は、当該許可情報を出力したものとする。

(貨物の授受を目的とする船陸交通の包括許可の申請)

5 - 4

- (1) 貨物の授受を行う目的で前項(1)に規定する交通を一定の期間内において継続的に行おうとする者((2)及び5 - 6において「申請者」という。)が、システムを使用して、当該期間における当該交通につき包括して許可の申請を行う場合には、「指定地外 / 船陸交通許可申請(包括)業務」により、許可を受けようとする者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとし、必要に応じ各個人別の「船陸交通許可証」(税関様式C第2220号又は第2230号)を作成の上、当該許可の申請を行った申請者に交付するものとする。

(船舶間交通等の許可の申請)

5 - 5

- (1) 外国往来船等と沿海通航船等との間の交通を行おうとする者が、システムを使用して、当該交通の許可の申請を行う場合には、「指定地外 / 船陸 / 船舶間交通許可申請業務」により、許可を受けようとする者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(貨物の授受を目的とする船陸交通の包括許可事項の変更の届出)

- 5 - 6 5 - 4の規定により交通の許可を受けた申請者が、システムを使用して、許可を受けた事項の変更の届出を行う場合には、「船陸交通一括許可申請変更届出業務」により、変更となる住所、氏名又は交通しようとする目的等必要事項を入力したファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。

第6節 とん税等納付関係

(とん税等納付前出港の承認の申請)

6 - 1

- (1) とん税及び特別とん税(以下この節において「とん税等」という。)納付前出港の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「とん税等納付前出港承認申請業務」により、とん税を納付すべき外国貿易船の名称、国籍及び純トン数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認

情報を登録するものとする。

(特別納税義務者の承認の申請)

6 - 2

(1) 外国貿易船の運航者が、システムを使用して、とん税等の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて承認の申請を行う場合には、「とん税等納税義務者承認申請業務」により、当該事務を行う者の住所、氏名、とん税等を納付すべき外国貿易船の船名、国籍及び純トン数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 監視担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(とん税等非課税の証明)

6 - 3

(1) 外国貿易船の船長が、システムを使用して、とん税等の非課税の証明を行う場合には、「とん税等非課税理由証明申請業務」により、とん税等を納付すべき外国貿易船の船名、国籍及びとん税法(昭和32年法律第37号)第7条第1項本文(特別とん税法(昭和32年法律第38号)第6条において準用する場合を含む。)の規定に該当すべき事実(2)において「非課税に該当すべき事実」という。)等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 監視担当部門は、内容の確認を行った上、非課税に該当すべき事実の証明があったと認めた場合には、システムを通じて情報を登録するものとする。

第7節 保税地域関係手続

(指定保税地域の処分等の承認の申請)

7 - 1

(1) 指定保税地域の所有者又は管理者が、システムを使用して、指定保税地域の譲渡、貸付け等の行為をすることについての承認の申請を行う場合には、「指定保税地域処分申請業務」により、当該行為をしようとする土地等の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 貨物の取締りを担当する部門(以下「保税取締部門」という。)は、審査を行

った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税蔵置場の許可の申請)

7 - 2

(1) 保税蔵置場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場許可申請業務」により、保税蔵置場の名称、保税蔵置場に置こうとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保税蔵置場等の許可期間の更新の申請)

7 - 3

(1) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者が、システムを使用して、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の許可期間の更新の申請を行う場合には、「保税地域許可期間更新申請業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、更新を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保税蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出)

7 - 4 保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域(以下「保税蔵置場等」という。)の許可を受けた者(以下「被許可者」という。)が、システムを使用して、保税蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出を行う場合には、「保税地域収容能力等変更届出業務」により、保税蔵置場等の名称、収容能力増減等の概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税蔵置場等の休業又は廃業の届出)

7 - 5 保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、保税蔵置場等の業務の休業又は廃業の届出を行う場合には、「保税地域休廃業届出業務」により、保税蔵置場等の名称、休業期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請)

7 - 6

(1) 保税蔵置場等の被許可者についての相続、合併又は分割に伴い、保税蔵置場等の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「保税地域許可承継承認申請業務」により、被相続人の氏名、合併後の法人等の名称、保税蔵置場等の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税工場の許可の申請)

7 - 7

(1) 保税工場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場許可申請業務」により、保税工場の名称、保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保稅監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保稅展示場の許可の申請)

7 - 8

- (1) 保稅展示場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保稅展示場許可申請業務」により、保稅展示場の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保稅監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(総合保稅地域の許可の申請)

7 - 9

- (1) 総合保稅地域の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「総合保稅地域許可申請業務」により、総合保稅地域の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保稅監督部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(博覽会等の指定の承認の申請)

7 - 10

- (1) 国際機関、外国の政府、地方公共団体、公益法人等が後援する博覧会等について、これらの者の開催する博覧会等に準ずるものとしての承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「博覧会等指定承認申請業務」により、博覧会等の名称、目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

- (2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税蔵置場等の業務の再開の届出)

- 7 - 11 保税蔵置場等の業務の休業の届出を行った者が、システムを使用して、当該業務の再開の届出を行う場合には、「保税地域業務再開届出業務」により、保税蔵置場等の名称、業務再開年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請)

7 - 12

- (1) 製造用原料品製造工場又は輸出貨物製造用原料品製造工場(以下この章において「製造用原料品製造工場等」という。)の承認又は承認期間の更新を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認又は当該更新の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認(更新)申請業務」により、製造工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品製造工場等の承認内容の変更の届出)

7 - 13 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認内容の変更の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認内容変更届出業務」により、変更する事項、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品製造工場等の廃業の届出)

7 - 14 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工場の廃業の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場廃業届出業務」により、製造工場の名称、廃業の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(戻し税等に係る製造工場の承認の申請)

7 - 15

(1) 輸出貨物製造用原料品に係る戻し税等の適用を受けるため、製造工場の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「戻し税等に係る製造工場承認申請業務」により、製造工場の名称、承認を受けようとする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(同時蔵置の特例の届出)

7 - 16 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、同時蔵置の特例の届出を行う場合には、「同時蔵置特例届出業務」により、保税蔵

置場、保税工場又は総合保税地域の名称、蔵置貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(同時蔵置の特例の変更の届出)

7 - 17 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、前項の届出内容の変更の届出を行う場合には、「同時蔵置特例変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税蔵置場等の許可内容の変更の届出)

7 - 18 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、当該許可内容の変更の届出を行う場合には、「保税地域許可内容変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(蔵置貨物の種類の変更の申請)

7 - 19

- (1) 保税蔵置場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、蔵置貨物の種類の変更の申請を行う場合には、「保税地域蔵置貨物種類変更申請業務」により、保税蔵置場又は総合保税地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品製造工場等の所在地等の変更の申請)

7 - 20

- (1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工場の所在地等承認内容の変更の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場所在地等変更申請業務」により、製造工場の名称、新所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(承認倉庫及び承認工場の承認の申請)

7 - 21

- (1) 地位協定特例法第6条の適用を受けた物品(次節及び第3節において「軍納品」という。)の手入、加工等をするための倉庫又は工場として承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の

申請又は承認の内容の変更の申請を行う場合には、「承認倉庫及び承認工場承認（変更）申請業務」により、倉庫又は工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（免税輸入資材等の製造工場の承認の申請）

7 - 22

(1) 相互防衛援助協定特例法第3条に規定する工場の承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請又は承認内容の変更の申請を行う場合には、「免税輸入資材等製造工場承認（変更）申請業務」により、工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（他所蔵置の許可期間の延長の申請）

7 - 23 外国貨物を保税地域以外の場所に置くことについての許可を受けた者が、システムを使用して、当該許可の期間の延長の申請を行う場合には、「他所蔵置許可期間延長申請業務」により、延長を必要とする期間、延長の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（加工製造貨物の課税物件の確定時期の承認の申請）

7 - 24

(1) 保税展示場に入れられた外国貨物の課税物件の確定の時期に関し、展示、使用その他の理由により価値の減少があった製品について承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「加工製造貨物課税物件確定時期承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（税関職員の派出の承認の申請）

7 - 25

(1) 保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、税関職員の派出の申請を行う場合には、「税関職員派出申請業務」により、処理を受けようとする事務の種類、税関職員の数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保稅取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保稅台帳の電磁的記録による保存の届出)

7 - 26 保稅地域において外国貨物を管理する者が、システムを使用して、電磁的記録により保稅台帳の保存を行う旨の届出を行う場合には、「保稅台帳電磁的記録保存届出業務」により、届出者の名称、電子計算機システムの概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(被災による施設許可承認手数料の還付等の申請)

7 - 27

(1) 保稅蔵置場等の被許可者又は製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、被災による保稅蔵置場等の許可手数料又は製造用原料品製造工場等の承認手数料の還付又は軽減若しくは免除 ((2)において「許可手数料等の還付等」という。) の申請を行う場合には、「被災による施設許可承認手数料還付等申請業務」により、施設の名称、手数料の納付額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保稅取締部門は、審査を行った上、許可手数料等の還付等を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

第 8 節 保稅作業関係手続

(保稅作業の開始の届出)

8 - 1 保稅工場の被許可者が、システムを使用して、保稅作業の開始の届出を行う場合には、「保稅作業開始届出業務」により、保稅作業の種類、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保稅作業の終了の届出)

8 - 2 保稅工場の被許可者が、システムを使用して、保稅作業の終了の届出を行う場合には、「保稅作業終了届出業務」により、保稅作業によってできた貨物の品名、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保稅工場以外の場所等における保稅作業の許可の申請)

8 - 3

(1) 保稅工場及び総合保稅地域以外の場所において保稅作業をするため、外国貨物を当該場所に出すことについての許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保稅工場外作業許可申請業務」により、貨物の品名、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる

ものとする。

- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保税地域外における保税作業等の期間、場所の変更の申請)

- 8 - 4 外国貨物を保税工場及び総合保税地域以外の場所に出すことの許可を受けた者又は外国貨物を保税展示場及び総合保税地域以外の場所で使用することの許可を受けた者が、システムを使用して、これらの許可の期間又は場所の変更の申請を行う場合には、「保税地域外作業等期間・場所変更申請業務」により、変更しようとする期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物の加工製造の報告)

- 8 - 5 保税工場の被許可者で指定保税工場の指定を受けた者又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、加工製造の報告を行う場合には、「外国貨物加工製造報告業務」により、原料品名、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(輸出貨物製造用原料品の製造の報告)

- 8 - 6 輸出貨物製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、輸出貨物製造用原料品の製造の報告を行う場合には、「輸出貨物製造用原料品製造報告業務」により、製品の品名、数量等を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(課税原料品等輸出貨物の製造終了の報告)

- 8 7 保税工場又は総合保税地域において課税原料品、未納税原料品又は輸入原料品（以下この項及び 9 - 12 において「課税原料品等」という。）を使用して輸出貨物を製造した場合において、当該製造の終了の報告を行おうとする者が、システムを使用して、当該報告を行う場合には、「課税原料品等輸出貨物製造終了報告業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税展示場の販売物品等の使用状況の報告)

- 8 - 8 保税展示場の被許可者が、システムを使用して、保税展示場に入れられた外国貨物のうち販売又は消費される貨物等につき、その使用状況の報告を行う場合には、「保税展示場の販売貨物等使用状況報告業務」により、使用場所、使用状況等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(貨物総量管理の適用(更新)の申出)

- 8 - 9 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、貨物の総量管理の適用(更新)の申出を行う場合には、「貨物総量管理適用(更新)申出業務」により、適用を受けようとする期間、総量管理をしようとする原料品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(貨物総量管理の適用工場の製造の報告)

- 8 - 10 貨物の総量管理の適用を受けた者が、システムを使用して、製造の報告を行う場合には、「貨物総量管理適用工場製造報告業務」により、原料品、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税作業に使用する貨物の種類の変更の申請)

8 - 11

- (1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、保税作業に使用する貨物の種類の変更の申請を行う場合には、「保税作業貨物種類変更申請業務」により、保税工場又は総合保税地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税作業の種類の変更の申請)

8 - 12

- (1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、保税作業の種類の変更の申請を行う場合には、「保税作業種類変更申請業務」により、保税工場等の名称、変更しようとする保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等による製造の終了の届出)

8 - 13

- (1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この章において「製造用原料品等」という。)による製造の終了の届出を行う場合には、「製造用原料品等製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなけれ

ばならない。

(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)

8 - 14

(1) 製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、飼料製造用原料品による製造の終了の届出を行う場合には、「飼料製造用原料品製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第2項に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。

(戻し税原料品貨物の製造の証明)

8 - 15 関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物を輸出する場合において、当該貨物の製造者又はそれ以外の者が、システムを使用して、当該貨物の製造の報告書又は証明書を提出する場合には、「戻し税原料品貨物製造報告(証明)業務」により、輸出貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(軍納品の作業の着手の届出)

8 - 16 地位協定特例法第10条に規定する承認を受けた倉庫又は工場(次項及び9-7において「承認倉庫等」という。)において、軍納品の手入れ又は作業をしようとする者が、システムを使用して、手入れ又は作業に着手することの届出を行う場合には、「軍納品作業(手入れ)着手届業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより、行わせるものとする。

(軍納品の作業終了の申告)

8 - 17 承認倉庫等において、軍納品の手入れ又は作業を行った者が、システムを使用して、手入れ又は作業が終了したことの届出を行う場合には、「軍納品作業(手入れ)終了申告業務」により、製品等の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税輸入資材等による加工等の終了の届出)

8 - 18 相互防衛援助協定特例法第3条に規定する承認を受けた工場において、関税等の免除を受けて輸入した資材を加工、製造した者が、システムを使用して、加工、製造の終了の届出を行う場合には、「免税輸入資材等による加工等終了届出業務」により、製品及びその副産物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税工場等におけるみかんかん詰製造の確認)

- 8 - 19 保税工場又は総合保税地域において製造されたみかんかん詰に係る打落かん、端かん等について輸入（納税）申告をしようとする者が、システムを使用して、当該みかんかん詰製造年度における製造期間中の製造実績の確認を受ける場合には、「保税みかんかん詰製造報告業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造歩留の届出)

- 8 - 20 保税工場、総合保税地域又は承認工場において、製造品種の追加、製造工程等の作業内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該変更の届出をする場合には、「製造歩留届出業務」により、使用原料品の品名、製造工程等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(指定保税地域における貨物取扱いの許可の申請)

8 - 21

- (1) 指定保税地域において、外国貨物又は輸出しようとする貨物（航空運送貨物に限る。）につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「指定保税地域貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(保税蔵置場における貨物取扱いの許可の申請)

8 - 22

- (1) 保税蔵置場において、外国貨物又は輸出しようとする貨物（航空運送貨物に限る。）につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

第9節 搬出入等関係手続

(外国貨物の蔵置期間延長の承認の申請)

9 - 1

- (1) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認を受けた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「外国貨物蔵置期間延長承認申請業務」により、貨物の品名、当初蔵入承認年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(未承認貨物の蔵置期間の延長の承認の申請)

9 - 2

- (1) 保税蔵置場に外国貨物を入れた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことの承認を受けずに置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「未承認貨物蔵置期間延長申請業務」により、貨物の品名、延長を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税地域外における貨物の使用の許可の申請)

9 - 3

- (1) 保税展示場及び総合保税地域以外の場所において外国貨物を使用することについて許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税地域外貨物使用許可申請業務」により、使用期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(販売用貨物等の搬入の届出)

- 9 - 4 総合保税地域において販売又は消費される貨物等を総合保税地域に入れようとする者が、システムを使用して、当該届出を行う場合には、「販売用貨物等搬入届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(難破貨物等の運送の承認の申請)

9 - 5

- (1) 難破貨物、航行の自由を失った船舶若しくは航空機に積み込まれていた貨物又は仮に陸揚げされた貨物である外国貨物（次項において「難破貨物等」という。）を運送しようとする者が、システムを使用して、当該運送の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送承認申請業務」により、発送場所、運送先等必要事項をシ

システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(難破貨物等の運送期間の延長の承認の申請)

9 - 6

- (1) 難破貨物等の運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送期間延長承認申請業務」により、延長を要する期間、延長の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(軍納品、製品等、副産物の搬出入の届出)

- 9 - 7 軍納品、製品等又はその副産物を承認倉庫等に搬出入しようとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「軍納品、製品等、副産物搬出入届出業務」により、品名、搬出入年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の滅却の承認の申請)

9 - 8

- (1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、原料品の滅却の承認の申請を行う場合には、「製造用原料品滅却承認申請業務」により、品名、滅却の場所、事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(船機用品の保税地域への戻入の届出)

- 9 - 9 船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むことについて承認を受けた者が、システムを使用して、当該船用品等を指定された期間に積み込むことなく保税地域に搬入したことについての届出を行う場合には、「船機用品戻入届出業務」により、船用品等の品名、保税地域に入れられた年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(内外貨混合使用の承認の申請)

9 - 10

- (1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、外国貨物と内

国貨物とを混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「内外貨混合使用承認申請業務」により、外国貨物及び内国貨物の品名、品質等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の混合使用の承認の申請)

9 - 11

(1) 製造用原料品等の関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品等にこれと同種の他の原料品を混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等混合使用承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(戻し税原料品の搬入の承認の申請)

9 - 12

(1) 課税原料品等を使用して輸出貨物を製造しようとする者が、システムを使用して、課税原料品等を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の申請を行う場合には、「課税原料品等搬入承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物の滅却の承認の申請等)

9 - 13

(1) 外国貨物を滅却又は廃棄しようとする者が、システムを使用して、当該滅却の承認の申請又は当該廃棄の届出を行う場合には、「滅却(廃棄)承認申請(保税蔵置場等)業務」により、品名、滅却又は廃棄の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(外国貨物の包括滅却の承認の申請)

9 - 14

(1) 外国貨物の滅却の承認を包括して申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「外国貨物の包括滅却承認申請業務」により、品名、

滅却の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の亡失の届出)

9 - 15 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して製造用原料品等又はその製品の亡失の届出を行う場合には、「製造用原料品等亡失届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税外貨等の亡失の届出)

9 - 16 免税コンテナ又は免税部分品(以下この節及び次節において「免税コンテナ等」という。)を亡失した者が、システムを使用して、亡失の届出を行う場合には、「減免税外貨等亡失届出(免税コンテナ等)業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(外国貨物の亡失の届出)

9 - 17 外国貨物を亡失した者が、システムを使用して、当該外国貨物の亡失の届出を行う場合には、「外国貨物亡失届出業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の譲渡の届出)

9 - 18 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品等を他の承認工場に譲渡することの届出を行う場合には、「製造用原料品等譲渡届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(製造用原料品等の用途外使用の承認の申請)

9 - 19

(1) 製造用原料品等、免税コンテナ等を用途外に使用しようとする者が、システムを使用して、その承認の申請を行う場合には、「用途外使用承認申請(製造用原料品等)業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税工場外作業場におけるさ細な副産物の引取の願出)

9 - 20 保税工場外又は総合保税地域外において保税作業を行った者が、システムを使用して、保税作業において発生したさ細な副産物の引取りの願出を行う場合には、「保税工場外場作業さ細な副産物引取願業務」により、保税工場の名称、副産物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税作業におけるさ細な副産物の引取の願出)

9 - 21 保税工場又は総合保税地域において保税作業を行った者が、システムを使用して、保税作業において発生したさ細な副産物の引取りの願出を行う場合には、「保税作業によるさ細な副産物引取願業務」により、保税工場の名称、副産物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(軍納品等の滅失の承認の申請)

9 - 22

(1) 軍納品が天災等により滅失し、その関税の免除の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「軍納品等滅失承認申請業務」により、滅失した物品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入願)

9 - 23 保税作業の原料として使用する貨物を保税工場外作業の許可を受けた場所に直接搬入しようとする者が、システムを使用して、直接搬入することの願書を提出する場合には、「保税工場外作業場直接搬入願業務」により、原料品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税工場外作業場における積戻し願)

9 - 24 保税工場外作業場においてできた製品を当該保税工場外作業場において積戻し申告を行おうとする者が、システムを使用して、当該保税工場外作業場において積戻し申告を行うことの願書を提出する場合には、「保税工場外作業場積戻し願業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(内貨原料品に係る確認)

9 - 25 保税工場又は総合保税地域において、内貨原料品により製造された製品を輸出する場合において、当該製品の輸入の際における免税の適用を受けるため輸出の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認の申請を行う場合には、「内貨原料品に係る確認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入

かし、送信することにより行わせるものとする。

(違約品等の保税地域搬入の届出)

9 - 26 定率令第 56 条第 1 項及び第 2 項、第 56 条の 3 並びに第 56 条の 4 に規定する違約品等の保税地域への搬入の届出を行おうとする者が、システムを使用して、当該届出を行う場合には、「違約品等保税地域搬入届業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(見本の一時持出しの許可の申請)

9 - 27

- (1) 保税地域にある外国貨物（航空運送貨物に限る。）を見本として一時持ち出そうとする者が、システムを使用して、一時持出しの許可の申請を行う場合には、「見本持出許可申請業務」により、品名、一時持出の期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(他所蔵置貨物に係る見本の一時持出しの許可の申請)

9 - 28

- (1) 税関長の許可を受けた保税地域以外の場所にある外国貨物（航空運送貨物に限る。）を見本として一時持ち出そうとする者が、システムを使用して、一時持出しの許可の申請を行う場合には、「他所蔵置貨物見本持出許可申請業務」により、貨物の品名、一時持出の期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(見本の一時持出（包括）の許可の申請)

9 - 29

- (1) 見本の一時持出しの許可を包括して申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「見本一時持出（包括）許可申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(外国貨物の廃棄の届出)

9 - 30 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者が、システムを使用して、廃棄

の届出を行う場合には、「外国貨物廃棄届出業務」により、品名、廃棄の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(他所蔵置貨物の廃棄の届出)

9 - 31 税関長の許可を受けた保税地域以外の場所にある外国貨物を廃棄しようとする者が、システムを使用して、廃棄の届出を行う場合には、「他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出業務」により、品名、廃棄の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保税運送の期間延長の承認の申請)

9 - 32

(1) 保税運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「保税運送期間延長承認申請業務」により、延長を必要とする期間、事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品の変質・損傷による減税の申請)

9 - 33

(1) 製造用原料品等の用途外使用又は用途外使用のための譲渡の承認を受けた者が、システムを使用して、変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった原料品についての関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請（製造用原料品等）業務」により、変質又は損傷の原因、関税の軽減を受けようとする額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(輸出貨物製造用原料品の免税等の承認の申請)

9 - 34

(1) 定率令第 47 条第 1 項の表第 8 号に掲げる輸出貨物製造用原料品の減税又は免税の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該減税又は免税の承認の申請を行う場合には、「輸出貨物製造用原料品免税等承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第 10 節 コンテナ関係手続

(免税コンテナの国内運送の届出)

10 - 1 免税コンテナを国内運送の用に供しようとする者が、システムを使用して、その旨の届出を行う場合には、「免税コンテナ国内運送届出業務」により、運送期間、運送の経路等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(TIR カルネ保証団体の認可の申請)

10 - 2

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請 (TIR カルネ等) 業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 関税局監視課は、審査を行った上、認可する場合には、システムを通じて認可情報を登録するものとする。

(TIR カルネ保証契約の締結の届出)

10 - 3 保証団体が、システムを使用して、国際団体との間に関税及び内国消費税に関する保証契約を締結した旨の届出を行う場合には、「保証契約締結届出 (TIR カルネ等) 業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(TIR カルネ保証団体の廃止の届出)

10 - 4 保証団体が、システムを使用して、その業務の廃止の届出を行う場合には、「保証団体廃止届出 (TIR カルネ等) 業務」により、業務廃止年月日、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税部分品の使用の届出)

10 - 5 免税部分品を免税コンテナの修理の用に供した者が、システムを使用して、免税部分品の使用の届出を行う場合には、「免税コンテナ修理届出業務」により、修理した免税コンテナの種類、修理の内容等必要事項をシステムに入力し、送信

することにより行わせるものとする。

(免税コンテナの再輸出期間の延長の承認の申請)

10 - 6

(1) 免税コンテナを輸入した者が、システムを使用して、再輸出期間の延長承認の申請を行う場合には、「免税コンテナ再輸出期間延長承認申請業務」により、免税コンテナの種類、輸出の予定時期等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(国産コンテナ等の表示の確認の申請)

10 - 7 国産コンテナ等である旨の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認の申請を行う場合には、「国産コンテナ等確認申請業務」により、コンテナの種類、製造者の氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(国産コンテナ等の確認証紙の貼付事績の報告)

10 - 8 国産コンテナ等である旨の確認を受けた者が、システムを使用して、確認証紙の貼付け事績の報告を行う場合には、「国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告業務」により、コンテナの種類、確認番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税コンテナ等の滅却の承認の申請)

10 - 9

(1) 免税コンテナ等を滅却しようとする者が、システムを使用して、滅却の承認の申請を行う場合には、「免税コンテナ等滅却承認申請業務」により、滅却の場所、滅却の方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(免税コンテナ差押の届出)

10 - 10 免税コンテナの差押えを受けた者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「免税コンテナ差押届出業務」により、差押えを受けた年月日、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(国産コンテナの製造の証明)

10 - 11 国産コンテナ等である旨の確認を受けようとする者が、システムを使用して、国産コンテナであることの証明を行う場合には、「国産コンテナ製造証明業務」により、コンテナの種類、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(コンテナの承認の申請)

10 - 12

- (1) 製造後のコンテナにつき承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ個別承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定によるコンテナの承認情報の登録は、コンテナの承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(コンテナの設計型式による承認の申請)

10 - 13

- (1) 本邦において製造するコンテナにつき設計型式による承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「コンテナ型式承認申請業務」により、コンテナの種類、型式、記号及び番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定によるコンテナの設計型式による承認情報の登録は、コンテナの設計型式による承認手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(コンテナ型式承認板の帳簿記載事項の報告)

10 - 14 本邦で製造するコンテナにつき型式承認を受けた者が、システムを使用して、当該コンテナの承認板の取付けに係る帳簿の記載事項につき報告を行う場合には、「コンテナ型式承認板帳簿記載事項報告業務」により、コンテナに承認板を取り付けた年月日、コンテナの製造番号等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(冷凍コンテナの冷凍ユニット代替取付の願出)

10 - 15 冷凍コンテナの管理者等が、システムを使用して、冷凍コンテナのユニットを交換することについての願書を提出する場合には、「冷凍コンテナユニット代替取付願業務」により、コンテナの製造番号、冷凍ユニットの機種等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税コンテナの記帳事務所の報告)

10 - 16 免税コンテナ等の管理者が、システムを使用して、免税コンテナの管理、運用等に関する帳簿を備え付けた事務所の報告を行う場合には、「免税コンテナ記帳事務所報告業務」により、記帳事務所の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(免税コンテナ等の変質・損傷による減税の申請)

10 - 17 免税コンテナ等の用途外使用等により輸入税を納付しなければならない者が、システムを使用して、免税コンテナ等の変質、損傷等による価値の減少に伴う輸入税の減税の申請を行う場合には、「免税コンテナ等変質損傷減税申請業務」により、変質の原因、程度等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第 11 節 自由貿易地域等関係手続

(特定販売物品小売業者の承認の申請)

11 - 1

(1) 暫定法第 14 条の規定による小売業者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認申請業務」により、申請者の氏名、販売場の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税監督部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(特定販売物品小売業者の承認内容変更の届出)

11 - 2 前項に規定する承認を受けた小売業者が、システムを使用して、当該承認内容の変更の届出を行う場合には、「特定販売物品小売業者承認内容変更届出業務」により、販売場の名称、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせることとする。

(自由貿易地域における内国貨物の展示の届出)

11 - 3 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内で指定保税地域とみなされる施設のう

ち、貨物の展示を目的として区画した部分において輸出入に関係のない内国貨物の展示を行おうとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「自由貿易地域内国貨物展示届出業務」により、利用者の名称、展示会の名称等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

(自由貿易地域における展示物品の小売販売の届出)

11 - 4 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内で指定保税地域とみなされる施設のうち、貨物の展示を目的として区画した部分において展示物品と同種の物品の小売販売を行おうとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「自由貿易地域展示物品小売販売届出業務」により、品名、数量、小売販売場所等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。

第 12 節 その他の保税関係手続

(収容貨物の解除の承認の申請)

12 - 1

- (1) 収容された貨物についてその解除を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「収容貨物解除承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 保税取締部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。
- (3) (2)の規定による収容解除の承認情報の登録は、収容に要した費用及び収容課金の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、当該収容に要した費用等を電子的に納付しなければならない。

(収容貨物の見積書の提出)

12 - 2 税関が収容貨物を随意契約により売却する場合において、当該貨物に係る見積書を提出しようとする者が、システムを使用して、当該見積書を提出する場合には、「収容貨物(随意契約)見積書提出業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(装置等の認定の申請)

12 - 3

- (1) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定(昭和 53 年条約第 8 号)第 2 条に規定する区域(以下この節において「共同開発区域」という。)において、天然資源を探查、採掘するために必要な貨物

を保税地域から共同開発地域に搬出する際、当該貨物が装置、資材（以下この節において「装置等」という。）に該当するか認定を受けようとする操業管理者が、システムを使用して、当該認定の申請を行う場合には、「装置等認定申請業務」により、品名、個数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 保税取締部門は、審査を行った上、認定する場合には、その旨を登録するものとする。

（装置等の搬出の届出）

12 - 4 共同開発区域において、天然資源を探查、採掘するために必要な装置等を共同開発区域から本邦に向け搬出しようとする操業管理者が、システムを使用して、搬出の届出を行う場合には、「装置等搬出届業務」により、搬出先、搬出年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（装置等の使用状況の報告）

12 - 5 共同開発区域に搬入された装置等について、その使用状況の報告を行おうとする操業管理者が、システムを使用して、当該報告を行う場合には、「装置等使用状況報告業務」により、搬入年月日、使用状況等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第 3 章 業務関連業務

第 1 節 災害関係手続

（特定災害による申請等の期限延長の確認の願出）

1 - 1 法第 2 条の 3 第 1 項の規定による特定災害による期限の延長の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認を受ける場合には、「特定災害による申請等期限延長確認願業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（特定災害による申請等の期限延長の承認の申請）

1 - 2

(1) 法第 2 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定による特定災害による申請等の期限延長の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特定災害による申請等期限延長申請業務」により、申請の理由、やむを得ない理由のやんだ日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 収納担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認

情報を登録するものとする。

(救援品等についての手数料の還付の申請)

1 - 3 災害による救援品等についての手数料の還付の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「救援品等手数料還付申請業務」により、貨物の種類、還付を受ける手数料額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(救援品等についての手数料の免除の申請)

1 - 4

(1) 災害による救援品等についての手数料の免除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「救援品等手数料免除申請業務」により、貨物の種類、免除を受ける手数料の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 収納担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(免税輸入資材等の滅失の承認の申請)

1 - 5

(1) 相互防衛援助協定特例法第 2 条第 1 項に規定する資材等 (次項において「免税輸入資材等」という。) について同項本文の規定に該当することとなった輸入者が、システムを使用して、同項第 1 号の天災その他やむを得ない事由による滅失の承認の申請を行う場合には、「免税輸入資材等滅失承認申請業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(免税輸入資材等の滅失の証明の申告)

1 - 6 免税輸入資材等を輸入した者が、天災その他やむを得ない事由による免税輸入資材等の滅失について、システムを使用して、相互防衛援助協定特例法施行令第 3 条第 2 項の規定により、滅失した場所を所轄する税関長に対し、滅失の証明の申告を行う場合には、「免税輸入資材等滅失証明申告 (所轄外) 業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(被災貨物の届出)

1 - 7 災害等やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合における戻し税の適用を受けようとする者が、システムを使用して、被災貨物の届出

を行う場合には、「被災貨物届出業務」により、輸入許可の年月日、輸入許可番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(被災貨物についての関税の減額の申請)

- 1 - 8 災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合における減額又は控除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「被災貨物関税減額（控除）申請業務」により、輸入許可年月日、輸入許可番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第2節 担保関係手続

(担保変更の承認の申請)

2 - 1

- (1) 担保を提供した者が、システムを使用して、担保の変更の承認の申請を行う場合には、「担保物/保証人変更承認申請業務」により、担保の種類、担保金額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 収納担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保証期間の非更新についての届出)

- 2 - 2 担保を提供した者又は担保に係る保証人が、システムを使用して、保証期間の非更新についての届出を行う場合には、「担保保証期間非更新届出業務」により、保証期間、担保預り証番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(金銭担保充当の申告)

- 2 - 3 担保として金銭を提供した者が、システムを使用して、当該金銭をもって関税（内国消費税、とん税及び特別とん税を含む。）の納付に充てようとする旨の申告を行う場合には、「金銭担保任意充当申告業務」により、申請者名、申請者住所及び充当金額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(担保提供書の提出)

- 2 - 4 担保を提供しようとする者が、システムを使用して、担保提供書を提出する場合には、「担保提供書提出業務」により、提供の目的、担保の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(担保解除の申請)

- 2 - 5 担保を提供した者が、システムを使用して、担保の解除の申請を行う場合には、「担保解除申請業務」により、担保提供日、担保の目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、金銭担保を解除する際の供託原因消滅証明書の申請については、書面により申請させるものとする。

第3節 通関手続

(輸出申告)

3 - 1

- (1) 輸出申告(積戻し申告を含む。以下この項において同じ。)を行う者(以下この項において「輸出申告者」という。)が、システムを使用して輸出申告(本船扱い及び中扱いによる輸出申告を除く。以下この項において同じ。)を行う場合には、「輸出申告業務」により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。

- (2) 仕入書若しくはこれに代わる書類その他必要な添付書類、又はこれらに相当する電子ファイル(以下この項において「輸出関係書類等」という。)の提出は、次による。

イ 提出方法

輸出関係書類等は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるところにより提出させるものとする。

(イ) システムの「インボイス情報登録業務」により提出する場合

後記第7章13及び14の規定に従いインボイス情報及び輸出関係書類等を提出する。この場合、「輸出申告業務」の「仕入書受理番号」欄に、インボイス情報を提出した際配信された「インボイス受理番号通知」情報にある「受理番号」を入力させるものとする。

(ロ) 書類により提出する場合

「輸出申告業務」により輸出申告を行った税関官署の通関担当部門に、輸出申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。)に提出する。

ロ 提出書類への付記事項

上記イの(ロ)の規定により提出する場合は、提出書類の右上余白部分に、申告番号、申告年月日を付記するものとする。

- (3) 通関担当部門において、「申請等情報」及び輸出関係書類等を受け付けた場合には、統括審査官(統括審査官が置かれていない官署においては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この章において「統括官等」という。)又はその命を受けた者は、「輸出通関事務処理体制について」(平成12年3月31

日蔵関第 241 号) 記第 1 の に規定する受付管理事務のほか、「申請内容情報照会業務」により輸出申告情報を書面に出力するものとする。

(4) 通関担当部門は、検査が必要と認めた輸出申告について、現場検査、検査場検査、見本検査のいずれかに指定し、「検査指定(通知)業務」により輸出申告者に通知するものとする。なお、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、配信された「検査指定(通知)情報」を「検査指定(通知)票」(別紙様式(Z-200))として出力させ、当該輸出申告者に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場との間の運搬等を行わせるものとする。

(5) システムを使用して行う輸出申告について、当該申告に係る輸出許可(積戻しの許可を含む。以下この項において同じ。)までの間に申告内容を訂正する場合は、次による。ただし、輸出者コード及び部門コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸出申告を撤回の上、再申告させるものとする。

イ 輸出申告者に、輸出申告した際使用した端末機に保存される輸出申告情報を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより輸出申告の変更の登録を行わせるものとする。

ロ 上記イにより輸出申告内容の変更登録が行われたときは、税関官署に「申請等情報」が配信されるので、「申請内容情報照会」業務により訂正後の輸出申告情報を必要に応じ書面に出力するものとする。

(6) 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の輸出許可をしようとするときは、システムを通じて許可情報を登録するものとする。この場合において、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を「審査結果登録」業務の「通信欄(申請者向け)」に入力し、システムにより指定するものとする。

(7) システムを使用して行われた輸出申告について、輸出許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ通関担当部門に対して当該訂正についての申し出を行わせた後、当該輸出申告に係る「申告控情報」を「輸出申告控」として出力させ、当該輸出申告控に必要な訂正を行わせて、当該輸出申告に係る「許可・承認等通知情報」を「許可・承認等通知書」として出力したものを添付の上、これを提出することにより行わせるものとする。

なお、訂正を認めた場合には、当該輸出申告について「原本訂正情報登録業務」を行う必要があるので留意する。

(輸入申告)

3 - 2

(1) 輸入申告(本船扱い若しくはふ中扱いによる輸入申告及び輸入(引取)申告(特例申告貨物(法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。)の輸入申告をいう。))を除く。)並びに当該輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方

消費税（以下この章において「関税等」という。）の納税申告（以下この項において「輸入申告」と総称する。）を行う者（以下この項において「輸入申告者」という。）が、システムを使用して輸入申告を行う場合には、「輸入申告業務」又は「輸入申告（少額個人通関用）業務」（以下この項において「輸入申告業務」と総称する。）により申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる。なお、輸入申告者が、MPN 利用方式（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「税関手続オンライン化省令」という。）第 8 条に規定する方法をいう。以下同じ。）による関税等の納付を希望する場合には、税関手続オンライン化省令第 7 条第 1 項（事前届出）の規定に基づき、当該納付を行いたい旨のコードをシステムに併せて入力させるものとする。

(2) 仕入書若しくはこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類、又はこれらに相当する電子ファイル（以下この項において「輸入関係書類等」という。）の提出は、次による。

イ 提出方法

輸入関係書類等は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定めるところにより提出させるものとする。

(イ) システムの「インボイス情報登録業務」により提出する場合

後記第 5 章 13 及び 14 の規定に従いインボイス情報及び輸入関係書類等を提出する。この場合、「輸入申告業務」の「仕入書受理番号」欄に、インボイス情報を提出した際配信された「インボイス受理番号通知」情報にある「受理番号」を入力させるものとする。

(ロ) 書類により提出する場合

「輸入申告業務」により輸入申告を行った通関担当部門に、輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）に提出する。

ロ 会計検査院提出用の提出書類

「輸入申告業務」により行われた輸入申告のうち、「財務省の計算証明に関する指定について」（平成 4 年 10 月 14 日検第 412 号）第 3 章第 4 の(8)のイ又はハ《国税収納金整理資金徴収額計算書に証拠書類等の指定》に該当する場合は、会計検査院提出用として、配信された「申告控情報」を「輸入申告控」（別紙様式 Z-100）として出力したものに輸入関係書類等（上記イの(イ)の規定により提出した電子ファイルにあっては、書面に出力したもの）を添付して、別途提出させるものとする。

なお、当該書類の提出期限は、輸入申告の日から 3 日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）とする。

ハ 提出書類への付記事項

上記イの(ロ)の規定により提出する書類（上記ロの会計検査院提出用の書類

を除く。)の右上余白部分に、申告番号、申告年月日を付記する。

- (3) 輸入申告に際して、システムを使用して後記 4 - 28 の(1)から(32)までに掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、同項(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、同項(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に必要な事項を入力したファイルを本業務の添付ファイル機能を用いて添付することにより行わせるものとする。
- (4) 通関担当部門において、「申請等情報」及び輸入関係書類等を受け付けた場合には、統括官等又はその命を受けた者は、「輸入通関事務処理体制について」(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号)記第 1 の「に規定する受付管理事務のほか、「申請内容情報照会業務」により輸入申告情報を書面に出力するものとする。
- (5) 通関担当部門は、検査が必要と認めた輸入申告について、現場検査、検査場検査、見本検査のいずれかに指定し、「検査指定(通知)業務」により輸入申告者に通知するものとする。なお、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、配信された「検査指定(通知)情報」を「検査指定(通知)票」(別紙様式(Z-200))として出力させ、当該輸入申告者に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。
- (6) システムを使用して行う輸入申告について、当該申告に係る輸入許可までの間(関税等の税額変更を伴う事項を訂正する場合は、訂正前における関税等の納付までの間)に、法第 7 条の 14 第 2 項又は第 7 条の 16 第 4 項ただし書の規定に基づき申告内容を訂正する場合その他当該申告内容に誤りがあったため訂正する場合は、次による。ただし、輸入者コード及び部門コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、輸入申告を撤回の上、再申告させるものとする。
 - イ 輸入申告者に、輸入申告した際使用した端末機に保存される輸入申告情報を呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより輸入申告の変更の登録を行わせるものとする。
 - ロ 上記イの規定により輸入申告内容の変更登録が行われたときは、税関官署に「申請等情報」が配信されるので、「申請内容情報照会業務」により訂正後の輸入申告情報を呼び出し、必要に応じ書面に出力するものとする。
- (7) 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸入申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、当該輸入申告の審査を終了しようとするときは、システムに「審査終了情報」を登録するものとする。この場合において、当該申告に納付すべき関税等がないときは輸入許可が行われる。
- (8) 納付すべき関税等がある場合には、輸入申告者が選択した納付方式が、直納方式であるときは、システムから配信される「納付書情報」を出力して作成した「納付書」(税関様式 C 第 1010 号)により、MPN 利用方式であるときは、システムから配信される「納付番号通知情報」により、関税等を納付させるものとする。

(個人輸入者が輸入申告する場合の通関相談)

3 - 3

- (1) 個人輸入者が、システムを使用して、定率法別表の適用上の所属、税率、課税標準等の相談を行う場合には、「通関相談(個人通関用)業務」により、品名及び貨物の材質、成分、性状、機能、用途等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、内容を確認の上、「通関相談(個人通関用)個別結果登録業務」によりシステムを通じて適正な回答に努めるものとする。

(事前教示照会(分類))

3 - 4

- (1) 輸入貨物の関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税及び地方消費税の適用区分及び税率並びに法第 70 条に規定する「他の法令」の適用の有無に関する照会を行おうとする者が、システムを使用して、当該照会を行う場合は、「事前教示照会(分類)業務」により、照会者の氏名、住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 担当部門は、システムを通じ回答内容を登録するものとする。

(事前教示照会(原産地))

3 - 5

- (1) 輸入貨物の原産地に関する照会を行おうとする者が、システムを使用して、当該照会を行う場合は、「事前教示照会(原産地)業務」により、照会者の氏名、住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 担当部門は、システムを通じ回答内容を登録するものとする。

(事前教示回答書(変更通知書)異議申出)

3 - 6

- (1) 以前に行った事前教示回答(変更通知を含む。)における関税率表上の所属区分又は原産地について、再検討を申し出ようとする者が、システムを使用して、当該申出を行う場合は、「事前教示回答書(変更通知書)異議申出業務」により、申出者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 関税鑑査官は、システムを通じて回答内容を登録するものとする。

(譲受申告)

3 - 7 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者(以下 3 - 10 において「合衆

国軍隊等以外の者」という。)が、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者から地位協定特例法第6条の規定の適用を受けた物品を譲り受ける場合に、システムを使用して、当該譲受に係る申告を行う場合には、「譲受申告業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。なお、この場合において、この節 3 - 2(1)なお書、(3)及び(8)の規定を準用する。

(石油製品等移出(総保出)輸入申告)

3 - 8

(1) 石油精製の保税作業において、同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業を行う保税工場の許可を受けた者が、当該保税作業により製造された外国貨物のうち、外国に向けて積み戻されるもの等以外のものについて、保税作業が終了したときにシステムを使用して、輸入申告を行う場合には、「石油製品等移出(総保出)輸入申告業務」により、申告者名、数量、価格等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 上記(1)に定めるもののほか、輸入関係書類等の提出など石油製品等移出(総保出)輸入申告の取扱いについては、この節 3 - 2(輸入申告)の規定に準じるものとする。

(譲渡申告)

3 - 9 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者が、日本国内において、合衆国軍隊等以外の者に地位協定特例法第6条に規定する物品を譲り渡す場合に、システムを使用して、当該譲渡に係る申告を行う場合には、「譲渡申告業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第4節 通関関係手続

(過誤納金の充当の申出)

4 - 1 過誤納金の還付を受けようとする者が、システムを使用して、還付を受けるべき過誤納金をもって納付すべきこととなった関税等に充てようとする旨の書面を提出する場合には、「過誤納金充当申出業務」により、過誤納金に係る関税額、納付すべき関税額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(更正の請求)

4 - 2

- (1) 更正の請求を行う者が、システムを使用して、更正の請求を行う場合には、「関税等更正請求業務」により請求者名、更正の請求前及び更正の請求に係る更正後の貨物の定率法別表の所属区分、課税標準等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 法第7条の15第2項《更正の請求》の規定による通知は、関税更正・決定・賦課決定通知書（税関様式C第1040号）又は更正をしないことの通知書（税関様式C第1050号）により行うこととなるので、留意する。
- (3) 通関担当部門は、(1)に規定する更正の請求について更正を行う場合には、当該更正の請求を書面に出力し、基本通達7の16-2の(1)の八に規定する更正の決議を行うものとする。

（輸入許可前貨物における変質又は損傷の場合の減税申請）

- 4-3 定率法第4条の5に規定する輸入申告等の時の後、輸入の許可又は許可前引取の承認の時までに変質又は損傷した場合における関税等の軽減を受けようとする者が、システムを使用して、更正の請求を行う場合には、「関税等更正請求業務」により、更正の請求をする理由、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（延滞税の免除の申請）

- 4-4 延滞税の免除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「延滞税免除申請業務」により、納付すべき関税額、免除を受けようとする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（輸出貨物の製造用原料品に係る関税の払戻し、減額又は控除の申請）

- 4-5 輸出貨物の製造用原料品に係る関税の払戻し、減額又は控除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「輸出貨物製造用原料品関税払戻申請業務」により、払戻しを受けようとする関税額、その関税額の算出根拠等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（違約品等の廃棄に係る関税の払戻し、減額又は控除の申請）

- 4-6 違約品等の廃棄に係る関税の払戻し、減額又は控除の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「違約品等廃棄関税払戻申請業務」により、廃棄した貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（国産困難等の確認）

- 4-7

- (1) 航空機の発着に使用する機械等の特定用途免税の適用を受けようとする者が、システムを使用して、新規発明品であること、又は本邦において製作することが困難であることの確認の申請を行う場合には、「国産困難航空機素材等の確認申請業務」により、品名、新規発明品又は本邦において製作が困難なものであることの事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 航空機部分品等の免税の適用を受けようとする者が、システムを使用して、本邦において製作することが困難であることの確認の申請を行う場合には、国産困難航空機素材等の確認申請業務により、品名、本邦において製作が困難なものであることの事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特恵原産地証明書の提出猶予の承認の申請)

4 - 8

- (1) 特恵原産地証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の承認の申請を行う場合には、「原産地証明書提出猶予承認申請業務」により、申請者名、申請者の住所、提出猶予の根拠、提出期限等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(再輸入・再輸出・輸入期間延長の承認の申請)

4 - 9

- (1) 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税、再輸出免税、輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税又は加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税の規定による適用を受けようとする者が、システムを使用して、再輸入、再輸出若しくは輸入期間の延長の承認の申請又は輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間の延長承認の申請を行う場合には、「再輸出・再輸入・輸入期間延長承認申請業務」により、加工又は修繕貨物の再輸入期間延長等の申請種別、延長を必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(違約品等保税地域搬入期間の延長の承認の申請)

4 - 10

- (1) 違約品等の再輸出の場合の戻し税の規定による保税地域搬入期間の延長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、

「違約品等保税地域搬入期間延長承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(保税地域の古包装材料の引取の手続)

4 - 11 保税地域から引き取られる古包装材料の取扱いの規定による引取りを行おうとする者が、システムを使用して、当該引取りの手続を行う場合には、「外国貨物古包装材料引取免税願業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(指定地外貨物検査の許可の申請)

4 - 12

(1) 輸出申告（積戻し申告を含む。）又は輸入申告を行った貨物についての税関検査（旅具通関に係るものを除く。）を税関長が指定した場所以外の場所で受けようとする者が、システムを使用して、指定地外貨物検査の許可の申請を行う場合には、「指定地外貨物検査許可申請（商用貨物）業務」により、当該許可を受けようとする貨物の品名及び数量、検査を受けようとする場所、期間及び事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(3) (2)の規定による指定地外貨物検査の許可情報の登録は、指定地外貨物検査手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

(留置貨物の返還申請（原産地虚偽表示等）)

4 - 13

(1) 輸入申告を行った貨物について、原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示があり、税関が指定した期間内に当該表示の消去等を行わなかったため税関に当該貨物を留置された者が、システムを使用して、留置貨物の返還申請を行う場合には、「留置貨物返還申請（虚偽表示）業務」により、申請者名、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、返還する場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。

(3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、留置に要した費用を電子的に納付しなければならない。

(再輸入減税貨物の輸入の際の証明書の提出)

- 4 - 14 再輸入減税の適用を受けようとする者が、システムを使用して、輸入貨物に係る定率法第 14 条の 2 各号に掲げる関税の額についての税関の証明書の交付を受けようとする場合には、「輸入原料品等関税額証明願業務」により、軽減、免除又は払戻しを受けた関税の額、関税額の算出根拠等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(内貨原料品による製品を輸出する場合の確認)

- 4 - 15 外国貨物原料品に代えて内国貨物を使用して製造した製品を輸出する者が、システムを使用して、輸出の確認を受けようとする場合には、「内貨原料品製品輸出確認申請業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(自動車等引越荷物の免税の申請)

4 - 16

- (1) 自動車等引越荷物の関税等の免除を受けようとする者が、システムを使用して、関税等の免税の申請を行う場合には、「自動車等引越荷物免税申請業務」により、貨物の品名、使用の目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(加工又は修繕用貨物の輸出の確認)

- 4 - 17 加工又は修繕のため輸出された貨物の関税等の軽減を受けようとする者が、システムを使用して、輸出の確認を受けようとする場合には、「加工修繕輸出貨物確認申告業務」により、輸出申告価格の計算の基礎、貨物の性質及び形状等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(水産物加工製品についての承認の申請)

4 - 18

- (1) 水産物加工製品の関税の軽減を受けようとする者が、システムを使用して、水産物加工製品についての承認の申請を行う場合には、「水産物加工製品承認申請業務」により、水産物の品名、数量等をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(加工又は組立用貨物の輸出の確認の申告)

4 - 19 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の関税の軽減を受けようとする者が、システムを使用して、輸出の確認の申告を行う場合には、「加工組立輸出貨物確認申告業務」により、加工又は組立の概要、輸出申告価格の計算の基礎等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(賦課課税貨物における変質又は損傷による減税の承認の申請)

4 - 20

(1) 賦課課税方式が適用される貨物について、変質又は損傷した場合における関税等の軽減を受けようとする者が、システムを使用して、変質又は損傷による減税の承認の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請(賦課課税適用貨物)業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(再輸出減免税貨物に係る輸出の届出)

4 - 21 再輸出減免税貨物の適用を受けた者が、システムを使用して、輸出の届出を行う場合には、「再輸出減免税輸出届出業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(輸入時と同一状態で再輸出する貨物の確認)

4 - 22 輸入時と同一状態で再輸出する貨物の関税等の払戻しを受けようとする者が、システムを使用して、輸入時の確認を受けようとする場合には、「再輸出貨物に係る輸入確認申請業務」により、再輸出の予定時期、予定地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(相殺関税の還付請求)

4 - 23 相殺関税に係る指定貨物の輸入者が、システムを使用して、納付した当該関税の額について、指定貨物の現実の補助金の額を超える事実があった場合における還付の請求を行う場合には、「相殺関税還付請求業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(不当廉売関税の還付請求)

4 - 24 不当廉売関税に係る指定貨物の輸入者が、システムを使用して、納付した当該関税の額について、指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実があった場合における還付の請求を行う場合には、「不当廉売関税還付請求業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(留置貨物を随意契約により売却する際の見積書の提出)

- 4 - 25 留置貨物を随意契約により売却する際に、保税取締部門に見積書を提出しようとする者が、システムを使用して、当該見積書の提出を行う場合には、「留置貨物随意契約売却に係る見積書提出業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うものとする。

(原産地証明書の有効期間延長承認申請)

4 - 26

- (1) 暫定令第 29 条ただし書の規定により原産地証明書の有効期間の延長の承認を受けようとする者が、システムを使用して原産地証明書の有効期間の延長の承認申請を行う場合には、「原産地証明書有効期間延長承認申請業務」により、申請者名、申請者住所、有効期間延長の理由、延長期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(関税割当証明書の提出猶予の申請)

4 - 27

- (1) 関税割当証明書の提出の猶予を受けようとする者が、システムを使用して、当該提出の猶予の申請を行う場合には、「関税割当証明書提出猶予申請業務」により、申請者名、申請税関官署等必要事項をシステムに入力し、関税割当証明書提出猶予申請書 (税関様式 T 第 1000 号) 又は経済連携協定関税割当証明書提出猶予申請書 (税関様式 T 第 1000 - 2 号) に相当する電子ファイルを添付の上、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(添付資料情報登録)

- 4 - 28 システム以外の方法により輸出申告又は輸入申告(以下「輸出入申告」という。) を行おうとする者が、システムを使用して次に掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、(1)から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に住所、氏名等必要事項を入力し、「添付資料情報登録業務」により、送信することにより行わせるものとする。

この場合において、輸出入・港湾関連情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システム (以下「通関システム」という。) を使用して行う輸出入申告の場合には当該通関システムの輸出入申告事項登録の「記事」欄に、後記第 7 章 (インボイス関連業務) 1 - 14(1)から(5)までに掲げる申告書による輸出入申告の場合には各

申告書毎に別途定める欄に、「添付資料情報登録業務」により払い出された「受理番号」を入力又は記載させるものとする。

なお、「受理番号」の入力又は記載に当たっては、当該受理番号の前に「CUPE(2):」を併せて入力又は記載させるものとする。

- (1) 輸入貨物の評価（個別）申告
- (2) 輸入貨物の評価（個別）申告
- (3) 輸入申告前の変質、損傷の場合の減税申請
- (4) 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請
- (5) 製造用原料品の減税又は免税申請
- (6) 水産物加工製品の減税申請
- (7) 標本等の特定用途免税申請
- (8) 寄贈物品の特定用途免税申請
- (9) 博覧会等の特定用途免税申請
- (10) 航空機安全発着等物品の特定用途免税申請
- (11) 条約の規定による特定用途免税申請
- (12) 再輸出貨物の免税申請（商用貨物）
- (13) 再輸出貨物の減税申請
- (14) 輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請
- (15) 輸出貨物製造用原料品の減額申請
- (16) 輸出貨物製造用原料品の控除申請
- (17) 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請
- (18) 課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請
- (19) 保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請
- (20) 保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請
- (21) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請
- (22) 輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請
- (23) 違約品等の再輸出の場合の戻し税申請
- (24) 納期限の延長に係る違約品等を再輸出した場合の減額申請
- (25) 違約品等の再輸出の場合の控除申請
- (26) 軽減税率の適用申請
- (27) 小売用の容器入りのものにするための証明に係る書面の提出
- (28) 航空機の部分品等の免税申請
- (29) 加工又は組立てに係る製品の明細書の提出
- (30) 軽減税率適用に係る書面の提出
- (31) コンテナ修理用部分品の免税申請
- (32) 課税価格と同一の額又は類似する額であることの証明

（製造品貨物輸出団体の確認の申請）

4 - 29 輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続の規定による税関の確認を受けようとする者が、システムを使用して、当該確認に係る申請を行う場合には、「製造品貨物輸出団体確認申請業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(滅却 (廃棄) 承認の申請)

4 - 30

- (1) 違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税又は違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除の規定による滅却の承認を受けようとする者が、システムを使用して、滅却又は廃棄の承認の申請を行う場合には、「滅却 (廃棄) 承認申請 (違約品等) 業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(輸入差止申立て)

4 - 31

- (1) 法第 69 条の 13 第 1 項の規定に基づき輸入差止申立てをしようとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「輸入差止申立業務」により、申請者の氏名又は名称及び住所、当該申立てに係る権利の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 複数の税関官署に輸入差止申立てを行う場合には、添付資料のうち、第 1 章 1 - 5 の規定により電子ファイルとして添付しようとする以外のものは、いずれか一つの税関の知的財産調査官に対して一括して提出させて差し支えない。この場合には、当該提出を行う予定の税関名を「その他の参考事項」の「c . その他」の欄に入力させ、当該提出を受けた税関は、当該申立てに係る対象税関に対し、速やかに当該提出に係る添付資料を送付するものとする。
- (3) 総括知的財産調査官及び知的財産調査官は、審査を行った上、受理する場合には、システムを通じて輸入差止申立個別結果情報を登録するものとし、受理しない場合は、システムを通じて、「通信欄」に不受理とする旨及びその理由等を入力して審査結果情報を登録するものとする。

(支払保証委託契約締結の届出)

4 - 32

- (1) 法第 69 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第 5 項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わ

せるものとする。

- (2) 収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）は、当該契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定する要件に適合すると認めるときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び郵便事業株式会社から呈示された国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。

（支払保証委託契約締結の承認の申請）

4 - 33

- (1) 法第 69 条の 15 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合において、同項第 4 号の規定に基づく税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「支払保証委託契約締結承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 収納課長等は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（供託物差替の承認の申請）

4 - 34

- (1) 法第 69 条の 15 第 8 項の規定により供託した金銭を取り戻す場合で、同項第 5 号の規定に基づき現に供託されている供託物を他の供託物にすることについて税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「供託物差替承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を確認の上、受理することが適当であると認めて承認する場合には、システムを通じて供託物差替承認申請個別結果情報を登録するものとする。この場合、収納課長等は、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（税関様式 C 第 5886 号）により、預り証を交付することとなるので留意する。

（損害賠償請求権存在確認書の交付請求）

4 - 35

- (1) 令第 62 条の 21 第 4 項の規定に基づき、法第 69 条の 15 第 1 項に規定する損害に係る賠償請求権を有する者が、システムを使用して、当該損害賠償請求権を有すること及び損害額の確認の請求を行う場合には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 収納課長等は申請に係る損害賠償請求権があると認める場合には、「損害賠償請求権存在確認書（税関様式C第5890号）を交付することとなるので留意する。

（認定手続中損害担保優先弁済権実行の申立て）

4 - 36 令第62条の22第1項の規定に基づき、法第69条の15第6項（供託された金銭等の還付）に規定する権利の実行の申立てを行おうとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「認定手続中損害担保優先弁済権実行申立業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（疑義貨物の点検の申請）

4 - 37 令第62条の18（点検の機会の付与）の規定による点検を行おうとする者が、システムを使用して、当該点検の申請を行う場合には、「疑義貨物点検申請業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（疑義貨物に係る証拠の提出）

4 - 38 令第62条の16第1項の規定に基づき、法第69条の12第1項の規定による認定手続において、当該認定手続が執られた貨物について当該貨物が法第69条の11第1項第9号又は第10号に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出しようとする者が、システムを使用して、当該証拠を提出する場合には、「疑義貨物証拠提出業務」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（関税等を納付すべき期限の延長（個別））

4 - 40 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、当該輸入申告に係る関税等の納期限の延長を受けようとする場合には、「納期限延長承認申請（個別）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（関税、消費税を納付すべき期限の延長（包括））

4 - 41 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者が、システムを使用して、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、消費税の納期限の延長を受けようとする場合には、その月の前月の末日までに、「納期限延長承認申請（包括）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（酒税又はたばこ税を納付すべき期限の延長（特例））

4 - 42 期限内特例申告書を提出した特例輸入者が、システムを使用して、当該特例申告貨物に課されるべき酒税又はたばこ税の納期限の延長を受けようとする場合には、特例申告書の提出期限までに、「納期限延長承認申請（特例）業務」により、住所、電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第 4 節の 2 特例申告関係手続

（特例輸入者の承認の申請）

4 の 2 - 1

(1) 特例輸入者の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承認申請業務」により、承認申請事務担当者、輸入関係帳簿及び書類の保存状況等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事務所の所在地を管轄する税関（本関）（以下この節及び次節において「担当税関」という。）に送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 特例申告担当統括官（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7 の 2 - 5 に規定する「特例申告担当統括官」をいう。以下同じ。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。この場合において、申請者が「特例輸入者承認書」（税関様式 C 第 9010 号）の交付を希望する場合は、システムによる承認に併せて承認書を交付するものとする。

（特例申告の取りやめの届出）

4 の 2 - 2 特例輸入者が、システムを使用して、申告の特例の規定の適用を受ける必要がなくなった旨の届出を行う場合には、「特例申告取りやめ届出業務」により、特例輸入者の住所、承認を受けた年月日等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

（特例輸入者の継承の承認の申請）

4 の 2 - 3

(1) 特例輸入者の承認による地位の継承の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「特例輸入者承継承認申請業務」に

より、申請者名、承認の承継の理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

(2) 特例申告担当統括官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(特例輸入者の承認内容の変更の届出)

4の2-4 特例輸入者が、システムを使用して、承認内容の変更の届出を行う場合には、「特例輸入者承認内容変更届出業務」により、変更内容及び変更理由等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

第4節の3 評価関係手続

(輸入貨物の評価(包括)申告書の提出)

4の3-1 輸入者が、システムを使用して、輸入貨物評価(包括)申告書を提出する場合には、「輸入貨物評価(包括)申告業務」又は「輸入貨物評価(包括)申告業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(輸入貨物の評価(包括)申告書の変更の届出)

4の3-2 輸入者が、システムを使用して、包括申告書の記載事項の変更に関する届出を提出する場合には、「輸入貨物評価(包括)一部変更届出業務」により、変更となる輸入者の住所、氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(個別評価申告書の事前審査の申請)

4の3-3 輸入者が、システムを使用して、個別評価申告書に関する事前の審査を求める場合には、「輸入貨物評価(個別)申告(事前審査)業務」又は「輸入貨物評価(個別)申告(事前審査)業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(関税評価に係る事前教示の申請)

4の3-4 輸入者が、システムを使用して、関税評価に関する事前の教示を求める場合には、「関税評価に係る事前教示業務」又は「関税評価に係る事前教示業務」により、輸入者氏名、輸入申告価格の計算方法等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第4節の4 関税関係書類の電磁的記録関係

(電磁的記録保存・保存方法変更の承認の申請)

4の4-1

- (1) 特例輸入者が、システムを使用して、電磁的記録等による保存の承認又は保存方法の変更の承認の申請を行う場合には、「電磁的記録保存・保存方法変更承認申請業務」により、申請者名、手続種別等必要事項をシステムに入力し、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関(本関)(以下この節において「担当税関」という。)に送信することにより行わせるものとする。
- (2) 特例申告担当統括官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(電磁的記録保存内容の変更・廃止の届出)

- 4の4-2 関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が、システムを使用して、電磁的記録等の保存内容の変更又は保存の取りやめの届出を行う場合には、「電磁的記録保存内容変更・取りやめ届出」業務により、帳簿書類の名称、変更事項等必要事項をシステムに入力し、担当税関に送信することにより行わせるものとする。

第4節の5 減免税貨物等関係手続

(特定用途免税貨物使用場所の変更の届出)

- 4の5-1 特定用途免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該貨物の使用場所の変更の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物使用場所変更届出業務」により、使用していた場所、変更を必要とする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物等使用状況の報告)

- 4の5-2 特定用途免税等の適用を受けた物品の使用者が、システムを使用して、当該貨物の使用状況の報告を行う場合には、「減免税貨物等使用状況報告業務」により、申請者名、使用状況報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(軽減税率適用貨物等の業務の報告)

- 4の5-3 暫定法第9条の規定により軽減税率の適用を受けた貨物について、暫定令第35条第6項、第8項、第11項、第13項又は第15項に規定する者が、システムを使用して、これらの規定に定める報告を行う場合には、「軽減税率適用貨物等業務報告業務」により、申請者名、業務報告の種別等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物の滅却等の承認の申請)

4 の 5 - 4

- (1) 関税の軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について滅却又は廃棄の承認の申請を行う場合には、「滅却（廃棄）承認申請（減免税貨物）業務」により、滅却又は廃棄の方法、その理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 申請に際して、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。
- (3) 廃棄を行う場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付させるものとし、当該書類をデータにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付させるものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。
- (4) 統括調査官（減免還付部門担当）（統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この節において「統括官等」という。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(減免税物品の滅却の届出)

- 4 の 5 - 5 暫定法第 4 条の規定により関税の免除を受け、又は暫定法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該物品の滅却の届出を行う場合には、「減免税物品滅却届出業務」により、当該貨物の置かれている場所、滅却の方法及び理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出貨物等の減免税貨物等の亡失の届出)

4 の 5 - 6

- (1) 関税の軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その軽減若しくは免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について亡失の届出を行う場合には、「減免税外貨等亡失届出（再輸出貨物等）業務」により、適用法令、亡失の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 届出を行う場合には、亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(軽減税率適用貨物の譲渡の届出)

4の5-7 定率法第20条の2の規定により、軽減税率の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該貨物の譲渡の届出を行う場合には、「軽減税率適用貨物譲渡届出業務」により、譲受人名、当該貨物が置かれている場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特定用途免税貨物の譲渡の届出)

4の5-8 特定用途免税の適用を受けた貨物を使用する者が、システムを使用して、当該貨物の譲渡の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物譲渡届出業務」により、譲受人名、譲渡後における当該貨物の使用場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(特定用途免税貨物等の用途外使用の届出)

4の5-9 特定用途免税又は再輸出免税の適用を受けた者が、システムを使用して、特定用途免税の適用を受けた貨物又は再輸出免税の適用を受けた貨物について用途外使用の届出を行う場合には、「特定用途免税貨物等用途外使用届出業務」により、変質(損傷)の原因、関税の軽減を受けようとする額及び計算の基礎等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(減免税貨物の転用の確認の申請)

4の5-10 減免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該用途以外の用途に使用又は譲渡するための確認の申請を行う場合には、「減免税貨物転用確認申請業務」により、適用を受けた減免税規定、新たに供しようとする用途等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出免税貨物等の変質・損傷の減税の申請)

4の5-11

(1) 再輸出免税貨物等を用途外使用した者が、システムを使用して、用途外使用した貨物について、変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請(再輸出免税貨物等)業務」により、減税条項該当申告区分、変質・損傷の原因等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 具体的減税要求額の証明として、保険会社の調査資料等を、データにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(3) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(特定用途貨物の用途外使用の変質等の減税の申請)

4 の 5 - 12

- (1) 特定用途免税の適用を受けた者が、システムを使用して、当該貨物を用途外使用する際に、変質又は損傷による減税の申請を行う場合には、「特定用途貨物用途外使用変質等減税申請業務」により、変質又は損傷の原因、関税の軽減を受けようとする額及び計算の基礎等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(外交官用貨物等の減税の申請)

4 の 5 - 13

- (1) 外交官免税貨物等を用途外使用しようとする者が、システムを使用して、用途外使用しようとする貨物について、使用による減耗その他の事由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「外交官用貨物等減税申請業務」により、申請者名、減耗その他の損傷の概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括官等は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(用途外使用に該当しない用途の使用の届出)

- 4 の 5 - 14 特定用途免税等の適用を受けた者が、システムを使用して、用途外使用に該当しない用途の使用の届出を行う場合には、「用途外使用に該当しない用途の使用届出業務」により、関税の軽減又は免除を受けた用途及び使用場所、用途外使用に該当しない用途及びその理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(航空機部分品等の用途外使用等の承認の申請)

4 の 5 - 15

- (1) 関税の免税を受け、又は軽減税率の適用を受けた者が、システムを使用して、その免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた貨物について用途外使用の承認の申請を行う場合には、「用途外使用等承認申請(航空機部分品等)業務」により、適用法令、承認を受けようとする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括官等は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(被災貨物等の関税の払い戻しの申請)

4の5-16

- (1) 輸入者が、システムを使用して、災害その他やむを得ない理由により、滅失又は変質若しくは損傷した貨物に係る関税の払戻しの申請を行う場合には、「被災貨物関税払戻申請業務」により、輸入の許可の年月日及び番号、災害等のやんだ日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 申請に当たっては、次の書類を添付するものとし、データにより添付をする場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。
 - イ．定率令第3条の2第1項に規定する被災貨物の届出に係る確認書（被災貨物届出書（税関様式T第1020号））
 - ロ．当該払戻しに係る貨物についての輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書
- (3) 統括官等は、審査を行った上、関税の払い戻しを行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

（共同利用施設の確認の申請）

- #### 4の5-17 軽減税率の適用を受けようとする者が、システムを使用して、暫定令第3条第2項に規定する共同利用施設であることの確認の申請を行う場合は、「共同利用施設確認申請業務」により、施設の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第4節の6 農林漁業用重油等関係手続

（農林漁業用重油等の振替の承認の申請）

4の6-1

- (1) 無税重油等を供給しようとする者が、システムを使用して、他の重油等と無税重油との振替の承認の申請を行う場合には、「農林漁業用重油等振替承認申請業務」により、振替を必要とする理由、振替をしようとする無税重油等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官（減免還付部門担当）（統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定された者。）は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第4節の7 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係手続

（小規模企業製造用原材料品等の亡失の届出）

4の7-1

- (1) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「沖

特法」という。)第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、当該軽減又は免除を受けた原料品又は発電用石油について、災害その他やむを得ない理由による亡失の届出を行う場合には、「小規模企業製造用原料品等亡失届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

- (2) 亡失の届出の申請時に、亡失地を所轄する警察官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付する場合において、データにより添付できるときは当該データを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出するものとする。

(小規模企業製造用原料品等の滅却の承認の申請)

4 の 7 - 2

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、政令に定めるものの製造に使用される原料品又は発電用石油を、災害その他やむを得ない理由による滅却の承認の申請を行う場合には、「小規模企業製造用原料品等滅却承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官(統括調査官が置かれていない官署にあっては、これに代わるものとしてあらかじめ指定した者。以下この節において同じ。)は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の用途外使用の承認の申請)

4 の 7 - 3

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、用途外使用の承認の申請を行う場合には、「用途外使用承認申請(製造用原料品等)業務」により、関税の軽減又は免除を受けた用途、承認を受けようとする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の滅却の承認の申請)

4 の 7 - 4

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、災害その他やむを得ない理由により当該貨物の滅却の承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等滅却承認申請業務」により、滅却の方法、滅却の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情

報を登録するものとする。

(製造用原料品等の変質・損傷の減税の申請)

4 の 7 - 5

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた貨物を用途外使用した者が、システムを使用して、用途外使用した貨物について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合の関税の軽減の申請を行う場合には、「変質・損傷減税申請（製造用原料品等）業務」により、変質・損傷の原因、関税の軽減を受けようとする額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 具体的減税要求額の証明として、保険会社の調査資料等を、データにより添付する場合には、必要事項を入力したファイルを添付するものとし、データにより添付できない書面については、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出するものとする。
- (3) 統括調査官は、審査を行った上、関税の軽減を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。

(用途外使用とされない用途の承認申請)

4 の 7 - 6

- (1) 沖特法第 83 条の規定により関税の軽減又は免除を受けた貨物を当該軽減又は免除の適用を受けた用途以外の用途に使用しようとする者が、システムを使用して、当該用途が用途外とされない用途であることの承認の申請を行う場合には、「用途外使用とされない用途の承認申請業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 統括調査官は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(製造用原料品等の亡失の届出)

4 の 7 - 7

- (1) 沖特法第 83 条により関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用して、その軽減又は免除を受けた貨物について亡失の届出を行う場合には、「製造用原料品等亡失届出業務」により、当該原料品の輸入許可書の番号、亡失した理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 届出を行う場合には、亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を、システムによる申請の後、別途申請先の税関に提出させるものとする。

(発電事業場承認内容変更届)

4 の 7 - 8 沖特法第 83 条の規定により関税の免除を受けた者が、システムを使用して、発電事業場の承認内容を変更する届出を行う場合には、「発電事業場承認内容変更届業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第 5 節 郵便物関係手続

(書籍等を包有する輸入郵便物に対する輸入通関関係書類の事後処理の適用の申出)

5 - 1 郵便物の名あて人が、システムを使用して、書籍等を包有する輸入郵便物に対する輸入通関関係書類の事後処理の適用の申出を行う場合には、「郵便物輸入関係書類事後処理申出業務」により、通関責任者(氏名)、主要取扱品目等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(恒常的輸入郵便物一般税率の適用の申出)

5 - 2 郵便物の名あて人が、システムを使用して、恒常的に輸入する貨物に係る郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の申出を行う場合には、「少額郵便物一般税率適用申出業務」により、申請者名、適用期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(関税等納付前郵便物受取の承認の申請)

5 - 3

(1) 郵便物の名あて人が、システムを使用して、関税等の納付前における郵便物の受取りの承認の申請を行う場合には、「関税等納付前郵便物受取承認申請業務」により、郵便物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 外郵出張所の通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(再輸出貨物の免税の申請(郵便物))

5 - 4

(1) 郵便物の名あて人が、システムを使用して、再輸出貨物の免税に係る輸入手続を行う場合には、「再輸出貨物免税申請(郵便物)業務」により、輸入の目的、輸出予定時期等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 外郵出張所の通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第 7 節 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の

特例に関する法律関係手続

(保証団体の認可の申請)

7 - 1

(1) 保証団体の認可の申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体の認可申請（輸入自動車等）業務」により、申請者名及び申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 関税局業務課は、審査を行った上、システムを通じて認可情報を登録するものとする。

(保証契約の締結の届出)

7 - 2 保証団体が、システムを使用して、保証契約を締結した旨の届出を行う場合には、「保証契約締結届出（輸入自動車等）業務」により、保証契約の締結者名及び住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保証団体の業務の廃止の届出)

7 - 3 保証団体が、システムを使用して、その業務を廃止しようとする旨の届出を行う場合には、「保証団体廃止届出（輸入自動車等）業務」により、業務廃止の年月日及び業務廃止の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(第三者による免税車両の使用等)

7 - 4 免税車両を第三者が使用し、又は輸入者が居住者に運転させようとする場合の手続を、システムを使用して、行う場合は、次による。

(1) 第三者が、免税車両を使用する場合の届出を行う場合には、「非居住者免税車両使用届出業務」により、提出者の居所等、氏名及び名義人との関係等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 免税車両輸入者が、居住者による免税車両の運転の承認の申請を行う場合には、「居住者免税車両運転承認申請（事前）業務」により、運転予定期間、運転させる居住者の住所及び氏名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(3) 免税車両輸入者が、居住者による免税車両の運転の事後の届出を行う場合には、「居住者免税車両運転届出（事後）業務」により、運転させた居住者の住所、氏名及び運転させたことが必要な理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（免税車両等を輸出しないで出国する場合の届出）

7-5 免税車両又は免税部分品の輸入者（以下この節において「免税車輛等輸入者」という。）が、システムを使用して、免税車両又は免税部分品（以下この節において「免税車両等」という。）を輸出しないで出国する場合の届出を行う場合には、「免税車両等非輸出出国届出業務」により、免税車両等を管理する者の住所、氏名及び免税車両等輸入者との関係、免税車両等の保管場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（差押えの場合の届出）

7-6 免税車両等輸入者及び第三者が、システムを使用して、免税車両等が差押えを受けた場合の届出を行う場合には、「免税車両等差押届出業務」により、差押えを受けた年月日、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

（一時免税車両等の輸入税軽減申請）

7-7

(1) 輸入税を徴収されることとなった免税車両等の輸入者が、システムを使用して、当該免税車両等が事故により著しく損傷したものとして、輸入税の軽減の承認の申請を行う場合には、「一時輸入車両等輸入税軽減申請業務」により、一時輸入書類の番号、有効期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 担当部門は、事故の事実確認及び損傷後の車両等の鑑定を行うとともに審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

（滅却の承認の申請）

7-8

(1) 免税車両等の滅却の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「免税車両等滅却承認申請業務」により、滅却しようとする物品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(譲渡又は用途外使用の場合の届出)

7 - 9 免税車両等輸入者又は第三者が、システムを使用して、免税車両等の譲渡又は用途外使用の届出を行う場合には、「免税車両等譲渡・用途外使用届出業務」により、譲渡しようとする相手方の住所、氏名及び譲渡予定年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出期間猶予の承認の申請)

7 - 10

(1) 免税車両等輸入者が、システムを使用して、免税車両等の再輸出期間の猶予の承認の申請を行う場合には、「免税車両等再輸出期間猶予承認申請業務」により、申請者名、申請者住所及び輸出が遅滞した理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(一時輸入書類更新の承認の申請)

7 - 11

(1) 保証団体が、システムを使用して、一時輸入書類の更新の承認の申請を行う場合には、「一時輸入書類更新承認申請業務」により、申請者名、申請者住所及び更新を必要とする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第 8 節 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約 (ATA 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係手続

(保証団体の認可の申請)

8 - 1

(1) 保証団体の認可申請を行おうとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「保証団体認可申請 (通関手帳等) 業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供セターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 関税局業務課は、審査を行った上、システムを通じて認可情報を登録するものとする。

(保証団体の組織加入の届出)

8 - 2 保証団体が、システムを使用して、保証のための組織に加入した旨の届出を行う場合には、「保証団体組織加入届出(通関手帳等)業務」により、保証団体の代表者名、住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(保証団体の業務の廃止の届出)

8 - 3 保証団体が、システムを使用して、業務を廃止の旨の届出を行う場合には、「保証団体廃止届出(通関手帳等)業務」により、業務廃止の年月日、業務廃止の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(差押えの場合の届出)

8 - 4 通関手帳による一時免税物品の輸入者が、システムを使用して、一時免税輸入物品が差押えを受けた場合の届出を行う場合には、「一時輸入物品差押届出業務」により、差押えを受けた年月日、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(再輸出期間の延長の申請)

8 - 5

(1) 通関手帳による一時免税物品の輸入者が、システムを使用して、再輸出期間の延長の承認申請を行う場合には、「一時免税物品再輸出期間延長承認申請業務」により、物品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(通関手帳の再発給の申請)

8 - 6

(1) 通関手帳の発給団体又は発給団体からの委任を受けた我が国における保証団体が、システムを使用して、通関手帳の再発給の承認の申請を行う場合には、「通関手帳再発給承認申請業務」により、申請者名、申請者住所及び再発給を必要とする理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

第4章 調査関連業務

第1節 貿易統計関係手続

(外国貿易統計の閲覧の申請)

- 1-1 法第102条第1項の規定により、外国貿易統計の閲覧を行う者が、システムを使用して、当該閲覧の申請を行う場合には、「外国貿易統計閲覧申請業務」により、申請者名、申請者住所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

第5章 監視・業務・調査関連業務(その他の手続)

第1節 税関官署の開庁時間外における税関の事務の執行を求める業務

(開庁時間外における税関の事務の執行を求める届出手続)

1-1

- (1) 開庁時間(関税法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。)外における税関の事務の執行を求めようとする者が、システムを使用して、開庁時間外における税関の事務の執行を求める届出を行う場合には、「時間外執務要請届出業務」により、届出者名、事務の種類、執務を求める時間等必要な事項を入力したファイルを添付の上、送信することにより行うものとする。
- (2) 上記(1)の届出があった場合であって、関税法基本通達98-1(3)の規定に該当するときは、当該届出者に対して当該届出を受理しない旨を通知する必要があるので留意する。

第2節 証明書類交付申請手続

(証明書類の交付の申請)

2-1

- (1) 税関の事務についての証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付の担当部門に係る「証明書類交付申請業務」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) (1)の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。
- (3) (1)の申請を行った者は、後記第6章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。

なお、証明書類の交付は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税関に出力される領収済通知情報を確認した上で、窓口において書面により行うこととなるので、留意する。

第6章 手数料等の電子納付

(納付情報の通知)

- 1-1 システムを使用して行った申請等又は当該申請等に係る許可、承認等について、手数料又は登録免許税(以下この章において「手数料等」という。)の納付が必要となる場合には、システムを通じて、その納付すべき手数料等に係る納付番号、確認番号及び収納機関番号(以下「納付情報」という。)が配信されるので、留意する。

(手数料等の電子納付)

- 1-2 前項の規定により納付情報の通知を受けた場合には、当該納付情報に係る手数料等の納付の方法は、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキング等の金融機関のチャネルから、当該納付情報を入力して納付する方法によらなければならない。

(納付の事実の確認)

- 1-3 前項の規定により、手数料等の納付が電子的に行われた場合には、当該手数料等を領収した金融機関から、システムに対し、電気通信回線を使用して領収済通知情報が送信され、手数料等の納付の事実の確認は、当該領収済通知情報によりシステムによって自動的に行われるので、留意する。

(保留された情報の自動登録)

- 1-4 税関の担当部門によりシステムを通じて行われた許可、承認等に係る情報の登録が、手数料等の納付が行われていないことによりシステムによって一時保留されている場合において、当該手数料等の納付の事実について前項の確認がされたときは、当該保留は、システムにより自動的に解除されることとなるので、留意する。

第7章 インボイス関連業務

(インボイス情報の登録業務を行うことができる者)

- 1-1 インボイス関連業務のうち、1-3及び1-5の「インボイス情報登録業務」は、輸出入者が行うことができるものとし、1-7に規定する連結情報登録及び18の内取情報登録は、輸出入者及びその代理人である通関業者(以下「通関業者等」という。)が行うことができるものとする。

(提出できるインボイス情報)

- 1-2 システムに登録することのできるインボイス情報は、書面によるインボイスに代え輸出入者間においてオンラインネットワークを利用して電子的に送受信しているものとする。

(インボイス情報の提出)

- 1-3 次に掲げる申告又は申請(以下「輸出入申告等」という。)を行うに際し、輸出入者がシステムを使用してインボイス情報を提出(通関業者のオンラインシステムを介する提出を含む。以下同じ。)するときは、当該輸出入申告等に先立ち、「インボイス情報登録業務」により貨物の品名、数量、価格等の必要事項をシステムに送信することにより行うものとする。

(1) 輸出申告及び積戻し申告

(2) 輸入申告(特例申告貨物の輸入申告を含む。以下同じ。)及び輸入申告に併せて行う関税、内国消費税及び地方消費税の納税申告

(3) 蔵入承認、移入承認又は総保入承認の申請

(ファイルの添付及び書面での提出を要する書類)

- 1-4 輸出入者が前項のインボイス情報登録業務(以下「インボイス情報登録業務」という。)によりインボイス情報を提出する場合には、令第61条第1項に規定する課税標準の決定のための書類に相当する電子ファイル(あらかじめ指定されたファイル形式及びファイルサイズのものに限る。)を添付し提出させることができるものとする。

なお、令第61条第1項第1号及び第2号の規定による原産地証明書及び暫定令第27条の規定による原産地証明書は、電子ファイルで提出することなく、書面により提出させるものとする。

(インボイス受理番号通知情報の配信)

- 1-5 「インボイス情報登録業務」により、輸出入者からインボイス情報の提出が行われた場合には、当該輸出入者に「インボイス受理番号通知」情報が配信される。

また、輸出入者が通関業者に輸出入申告等を代理して行わせるために、通関業者コード欄に通関業者コードを入力しインボイス情報の提出を行った場合には、併せて当該通関業者に「インボイス受理番号通知」情報が配信される。

なお、通関業者に輸出入申告等を行わせる場合であっても、輸出入者が、通関業者コード欄に通関業者コードを入力することなくインボイス情報の提出を行った場合には、通関業者に「インボイス受理番号通知」情報が配信されないので留意する。

(インボイス情報の削除)

- 1-6 輸出入者が「インボイス情報登録業務」により提出したインボイス情報について、輸出入申告等を行わないこととなった場合又は誤って提出した場合において、当該提出が行われた日から起算して 30 日を経過したときはシステムにより自動的に削除される。

なお、提出が行われた日から起算して 30 日を経過する日前に、税関又は通関業者等が「インボイス情報照会業務」、「連結情報登録業務等照会業務」又は「登録業務」を行った場合には、当該業務を行った日から起算して 30 日を経過したときにシステムにより自動的に削除される。

(インボイス情報の連結)

- 1-7 輸出入者が「インボイス情報登録業務」により複数のインボイス情報を提出した場合において、当該提出が作成上の都合等の理由によるものであり、かつ、これらのインボイス情報に係る貨物が一の船荷証券又は航空貨物運送状で運送され一の輸出入申告等を行うことができる場合には、通関業者等は「連結情報登録業務」により、当該複数のインボイス情報を連結するために必要な連結情報の登録を行うものとする。

(インボイス情報の内取り)

- 1-8 輸出入者が「インボイス情報登録業務」により提出したインボイス情報について、貨物を分割して引き取る等の理由により複数の輸出入申告等を行う場合には、通関業者等は、「内取情報登録業務」により、当該インボイス情報の分割に必要な内取情報の登録を行うものとする。

なお、一のインボイス情報に係る貨物が複数港揚げ又は複数港積みであって、通関業者コードが異なる通関業者が輸出入申告を行う場合は、内取情報登録を行うことができないので留意する。

(インボイス情報の分割終了)

- 1-9 通関業者が前項の「内取情報登録業務」を行ったインボイス情報について、滅却、貨物の未着等の理由により残分に係る貨物の輸出入申告等を行わないこととなった場合、通関業者等は、最寄りの通関担当部門にインボイス情報の受理番号を申し出るものとし、当該申し出を受けた通関担当部門は、「内取終了登録業務」により、当該インボイス情報の内取りが終了した旨の登録を行うものとする。

(通関システムによる輸出入申告等)

- 1-10 通関業者等が通関システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、「事項登録支援出力業務」により、インボイス情報を通関システムの輸出入申告事項登録のために必要なデータに編集させて差し支えないものとする。

ただし、特例申告及び特例申告貨物の輸入申告に係るデータの編集は行うことができないので留意する。

なお、「事項登録支援出力業務」を利用した場合は、1 - 5 の「インボイス受理番号通知情報」にある「受理番号」が自動的に編集される。

(通関システムへの受理番号の入力)

1 - 11 通関業者等が通関システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、当該通関システムの輸出入申告事項登録の「インボイス番号」欄に、「受理番号」を入力させるものとする。ただし、前項の「事項登録支援出力業務」によりデータの編集を行った場合は、この限りでない。

なお、「受理番号」の入力に当たっては、当該「受理番号」の前に「CUPES:」を併せて入力させるものとする。

(システムへの受理番号の入力)

1 - 12 輸出入申告者が、システムを使用して輸出入申告等を行う場合には、当該システムの「輸出申告業務」又は「輸入申告業務」の「仕入書受理番号」欄に、「受理番号」を入力させるものとする。

(受理番号の入力がない場合の取扱い)

1 - 13 通関システム（システムを含む。以下この項において同じ。）を使用して行われた輸出入申告等について、税関が通関システムに審査終了情報の登録を行うまでの間に「受理番号」の入力がされていないことが判明した場合は、通関システムの申告変更業務により通関業者等に「受理番号」を入力させるものとし、許可又は承認後に判明した場合は、「当該輸出入申告等の申告番号」及び「受理番号」を通関担当部門へ連絡させるものとする。

(申告書による輸出入申告等)

1 - 14 通関業者等が、次に掲げる申告書を使用して書面により輸出入申告等を行う場合には、当該申告書ごとに定める欄に、システムから配信された「インボイス受理番号通知情報」にある「受理番号」を記載させるものとする。

- | | |
|---|--------------|
| (1) 輸出申告書（税関様式 C 第 5010 号） | 添付書類欄 |
| (2) 輸入申告書（税関様式 C 第 5020 号） | 添付書類欄 |
| (3) 航空貨物簡易申告書（税関様式 C 第 5210 号） | 備考欄 |
| (4) 輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書（税関様式 C 第 5220 号） | 備考欄 |
| (5) 輸入（納税）申告書（少額個人通関用）（税関様式 C 第 5450 号） | 貨物の個数・記号・番号欄 |

(書面による輸出入許可後の情報登録)

1 - 15 通関担当部門は、前項の規定により書面で輸出入申告等が行われた貨物について許可若しくは承認をした場合又は1 - 13の規定による連絡を受けた場合には、「申告番号登録業務」により速やかに当該許可又は承認をした貨物に係るインボイス情報に当該輸出入申告等の申告番号又は申請番号を登録するものとする。

第8章 通関業法関連業務

(通関業の許可の申請)

1 - 1

(1) 通関業の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「通関業許可申請業務」により、申請者名及び住所、営業所の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写し等の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写し等の提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

(2) 首席通関業監督官(首席通関業監督官が置かれていない税関にあっては、通関業監督官。以下この節において「通関業監督官」という。)は、審査を行った上、システムを通じて許可情報を登録するものとする。

(登録免許税の納付の手続)

1 - 2 システムにより通関業の許可を受けた者は、通関業の許可の日から20日を経過する日までに、後記第6章の規定により、通関業の許可に係る登録免許税を納付しなければならない。

(営業所新設の許可の申請)

1 - 3

(1) 通関業者が、システムを使用して、営業所新設の許可の申請を行う場合には、「通関業営業所新設許可申請業務」により、営業所名及び所在地、置こうとする通関士の数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて許可情報を登録するもの

とする。

(許可申請事項の変更の届出)

1-4 通関業者が、システムを使用して、許可申請事項の変更の届出を行う場合には、「通関業許可申請事項変更届出業務」により、該当法令等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。

登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。

なお、業法通達 12-1 の(2)の規定により、当該変更の届出を二以上の税関長に対して行う場合であっても、添付書類については当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に提出することとして差し支えないものとする。この場合において、必要事項をシステムに入力する際、当該添付書類の提出先の税関長に対しては当該変更の届出を行う他の税関名を、当該添付書類の提出先の税関長以外の税関長に対しては当該添付書類の提出先の税関名を、それぞれ「添付備考」欄に入力させるものとする。

(通関士その他通関業務の従業者の氏名及びその異動の届出)

1-5 通関業者が、システムを使用して、通関士その他通関業務の従業者の氏名及びその異動の届出を行う場合には、「通関士その他通関業務従業者氏名等届出業務」により、異動があった者の氏名、異動の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(件数、料金その他通関業務関連事項の報告)

1-6 通関業者が、システムを使用して、通関業務の件数、料金等に係る報告書の提出を行う場合には、「件数・料金その他通関業務関連事項報告業務」により、住所及び電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(通関士の設置免除の承認の申請)

1-7

- (1) 通関業者が、システムを使用して、専任の通関士を置かないことの承認の申請を行う場合には、「専任通関士設置免除承認申請業務」により、営業所の名称及び所在地、理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。

(通関士試験科目の一部免除の申請)

1 - 8

- (1) 試験科目につき試験の免除を申請しようとする者が、システムを使用して、試験科目の一部免除の申請を行う場合には、「通関士試験科目一部免除申請業務」により、免除対象科目、合計年数、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、業法通達 24 - 2 に規定する証明書を別途提出させるものとする。なお、証明書の提出は、郵送でも差し支えない。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて免除情報を登録するものとする。

(通関士の確認のための届出)

1 - 9

- (1) 通関業者が、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合において、システムを使用して、業法第 31 条第 1 項の規定による届出を行うときは、「通関士確認届業務」により、通関士名、通関士試験合格年、合格証書番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。
- (2) 通関業監督官は、審査を行った上、システムを通じて確認情報を登録するものとする。

(通関業法違反の調査の申出)

- 1 - 10 通関業者又は通関士に業法第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に該当する事実があると認められた者が、システムを使用して、その事実を申し出て、適切な措置をとるべきことを求める場合には、「通関業法違反調査申出業務」により、住所及び電話番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

(通関士試験の受験申込み)

1 - 11

- (1) 通関士試験を受けようとする者が、システムを使用して、受験願書の提出を行う場合には、所定の受付期間内に「通関士試験受験申込業務」により、受験地、受験科目、受験料等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせる

ものとし、システムによる提出の後、業法通達 26 - 1 に規定する通関士試験受験票(以下「受験票」という。)に所定の箇所に写真を貼付させ、別途提出させるものとする。

- (2) 受験票の提出は郵送でも差し支えないが、この場合には、受験票送付のため受験票の所定の欄に郵便切手を貼付しなければならないものとする。
- (3) 通関業監督官は、内容の確認を行った上、システムを通じて受理情報を登録するものとする。
- (4) (3)の規定による通関士試験受験申込みの受理情報の登録は、所定の受付期間内に受験手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定による受験願書の提出を行った者は、前記第 6 章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。